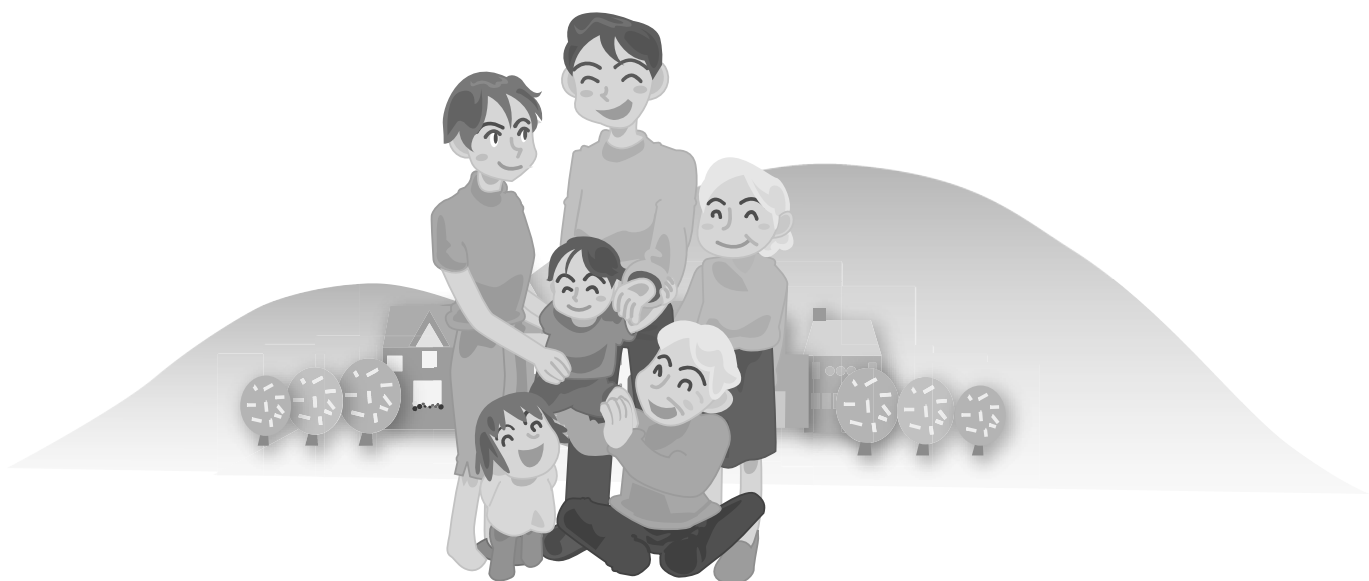


# 松田町

## 次世代育成支援行動計画

(後期計画)

～さわやか 笑顔の 子どもたち～



平成 22 年 3 月  
神奈川県松田町



## はじめに

町では、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 16 年度に策定した「松田町次世代育成支援行動計画 前期計画」の見直しを行い、平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年にわたる、町の子育て支援に関する方針を定めた「松田町次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定いたしました。

前期計画の中で重点施策として定めた「ファミリー・サポート・センター事業」は平成 18 年にスタートし、会員数は 200 人に達するところまでになりました。同事業と、平成 14 年にスタートしました「子育て支援センター事業」は互いに連携した運営により、子育て中の保護者に対する育児補助や相談、不安解消などに努めています。また、町内で唯一の保育園である「私立立花愛児園」には、施設整備や延長保育等を行う支援を毎年重ねており、明日を担う子どもたちのために今後も支援を続けていきたいと考えています。このほかにも財政的に厳しい中、寄小学校での小規模学童保育室の実施、小児医療費助成の対象年齢拡大、学童保育の時間延長、児童虐待防止のための児童相談員の配置、妊婦健康診査の補助回数を増やすなど様々な施策を実施してまいりました。今後も重点施策として継続して臨んでいきたいと考えています。

後期計画策定にあたりましては、平成 20 年度に小学 3 年生までの全保護者を対象に事前アンケート調査を行い、役場庁内関係各課からも前期計画の実施状況及び後期計画策定への方向性を聞き取り調査しました。これらを基に「松田町次世代育成支援対策地域協議会」において、後期計画を策定していただきました。次代を担う子どもたちの健やかな生育のため、この計画に沿ってより一層の子育て環境の充実に努めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました次世代育成支援対策地域協議会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの皆様に、心から御礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

松田町長 島村俊介



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	5
第2章 子どもたちを取り巻く状況	
1 松田町の現況	6
2 保育・教育の取り組み	14
3 子育てに関する住民意識	22
4 次世代育成支援をめぐる課題	28
第3章 基本目標	
1 基本目標	29
第4章 行動計画	
1 地域における子育ての支援	32
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	43
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	52
4 子育てを支援する生活環境の整備	60
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	62
6 子どもの安全の確保	66
7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	70
8 特定事業の目標設定	75
第5章 計画の推進に向けて	
1 推進体制の充実・強化	76
2 町民や地域との協働による推進	77
3 計画の進行管理	78

\* 役場組織の見直しにより、平成22年4月1日から一部の課の名称が変更となること  
が決定しているため、本計画書では新たな課の名称を用いました。

## 参考資料

1	松田町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	79
2	松田町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	81
3	計画策定まで	82
4	子育て支援に関する制度	83
5	松田町の主な子育て関連施設	86

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の目的

国では、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を定め、続いて児童福祉法が改正され、今後 10 年間における集中的な取り組みが全国一斉に進められることとなり、本町においても、平成 17 年 3 月に、「松田町次世代育成支援行動計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定しました。その後、国は現状のままでは一層少子高齢化が進行するものとし、平成 19 年 12 月に、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしました。

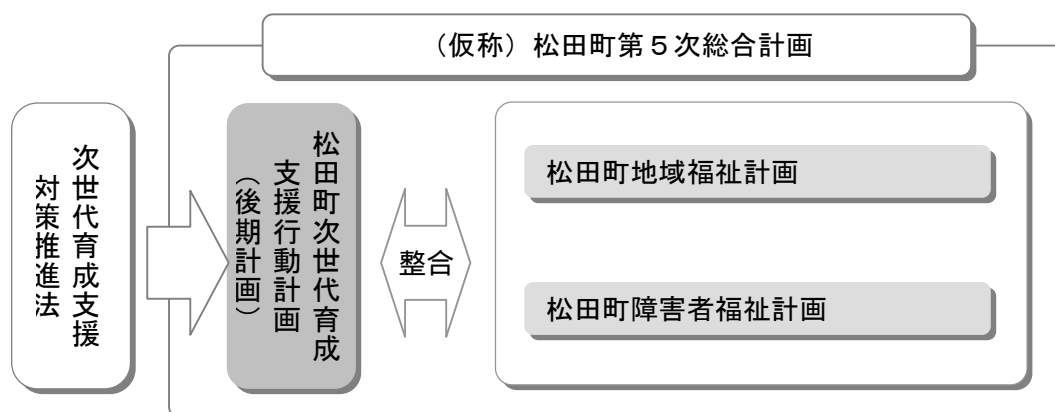
さらに、平成 20 年 2 月には、「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない幼い子どものいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

本町においても前期計画の策定以降、少子高齢化など子どもを取り巻く社会環境は変化し続けている中、国の定める特定 14 事業のうち、新規事業として目標を掲げた「ファミリー・サポートセンター事業」は平成 18 年に実現しました。また、特定 14 事業以外の新規事業として「幼稚園の安全管理の推進」として警備員の配置、また児童虐待防止のための「要保護児童対策地域協議会の設置」を行ってきました。

これら社会情勢の変化に対応し、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、目標年度の間年度に、これまで取り組んできた前期計画の見直しを行い、「松田町次世代育成支援行動計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）として、新たに策定するものです。

## (2) 計画の性格と位置づけ

- ・本計画は、次世代育成支援対策推進法に定める法定計画（推進法第8条第1項）としての要件をふまえたものとして策定しています。
- ・本計画は、「松田町総合計画21」でめざす将来像や基本目標を「児童福祉」、「少子化対策」の観点から具現化していく計画として位置づけられるものであり、総合計画を上位計画として、関連する個別計画との整合を図りながら策定しています。今後も、「松田町総合計画21」に続き平成23年度からスタートする（仮称）「松田町第5次総合計画」との整合性を図っていきます。



## (3) 計画の期間

本計画は、平成17年からの10か年の集中的、計画的な取り組みを促進するために制定された「次世代育成支援対策推進法」に準拠するものであり、計画期間を平成17年度から21年度までの5か年を「前期計画」、平成22年度から26年度までを「後期計画」とします。

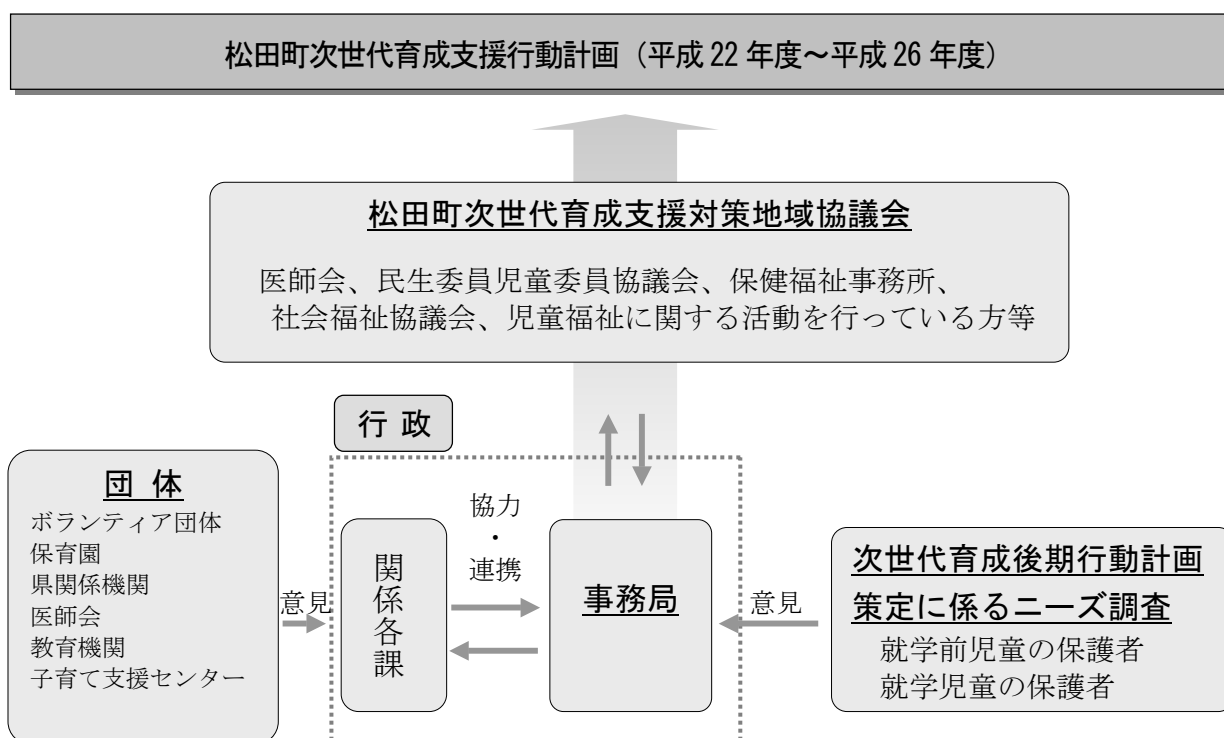
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
前期計画									
				見直し	後期計画				

#### (4) 策定の方法

##### ① 策定体制

関係団体、有識者からなる「松田町次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の内容を審議しました。

#### 後期計画の策定体制





## ② 調査の実施

本計画を策定するにあたり、平成21年1～2月にアンケートを実施し、町民の子育てに関する実態や要望・意見などを把握しました。

表 次世代アンケートの実施概要

種 類	調査対象（回答者）	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前	町内の0～5歳の就学前児童の保護者全員	484	317	65.5%
就学児童	町内の小学校に通学している小学1～3年生の保護者全員	282	264	93.6%

## ③ 前期計画（平成17年度～平成21年度）の評価・検証

前期行動計画（平成17年度～平成21年度）の評価・検証を行うとともに、ニーズ調査や統計データ等により、本町の少子化の現状や課題を明らかにします。

## ・松田町の少子化の現状

前期行動計画策定時と現時点における、出生数や合計特殊出生率などの統計データを比較し、本町の少子化の動向を分析します。

## ・子育て支援の課題整理

少子化の動向や取組状況等から、本町における子育て支援の課題や今後取り組むべき方向性を明らかにします。

## 2 基本理念

理念及び目標については、前期計画策定時に 10 年間を見据えて設定していることから、後期計画においても、前期計画で掲げた基本理念である「松田町総合計画 21」の将来像でもある

緑と清流の生き生き・まつだ  
が育む  
「さわやか 笑顔の 子どもたち」

を掲げます。

■ 基本方向 1 健やかに 育ち 育てる 環境づくり

■ 基本方向 2 豊潤に 暮らし 支える 生活づくり

■ 基本方向 3 細やかに 守り 防ぐ 安全・安心づくり

平成 22 年度には、平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間にわたる新しいまちづくりの指針となる「(仮称)松田町第 5 次総合計画」が策定されます。この新たな総合計画策定に当たっては、子育て環境の充実に向け、本計画書との整合性を図りながら作業を進めます。

# 第2章 子どもたちを取り巻く状況

## 1 松田町の現況

### (1) 町の概況

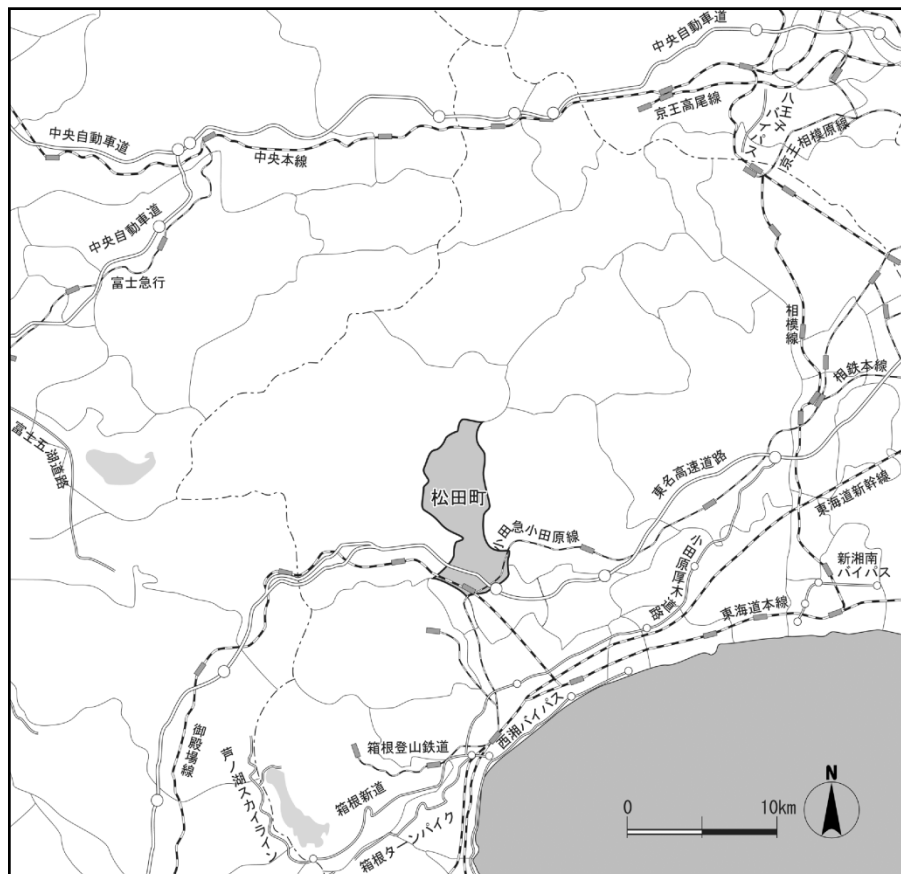
松田町は、神奈川県北西部、足柄上郡のほぼ中央に位置し、東は秦野市、西を山北町、南は開成町、大井町に接しています。東京から約 70Km の距離にあり、小田急線、御殿場線の 2 本の鉄道、東名高速道路、国道 246 号等が交差する交通の結節点となっています。

町の中心は、北緯 35 度 20 分 54 秒、東経 139 度 08 分 21 秒で、町域は、東西 4.77Km、南北 12.12Km です。面積は 37.75 km<sup>2</sup>で、約 94% が山間地で占められています。

北部は、丹沢大山国立公園の一部である西丹沢山系 1,200m 前後の山々が連なり、北から東に中津川が流れています。南部はなだらかな傾斜地となっており、平地には西から南に酒匂川、東から南に川音川が流れ、市街地が形成されています。

また、現在の松田町は、昭和 30 年に旧松田町と寄村が合併して誕生しました。現在でも、酒匂川と川音川による扇状地状の沖積平野に位置する「松田地区」と背後に丹沢大山国立公園を抱えた「寄地区」の大きく 2 つの特徴ある地区に分けられます。

気候は概ね温暖で、年間の平均気温は約 15 ほどで、夏は降雨量が多く、冬は丹沢山塊から季節風が吹き下ろし、乾燥した日が続きます。

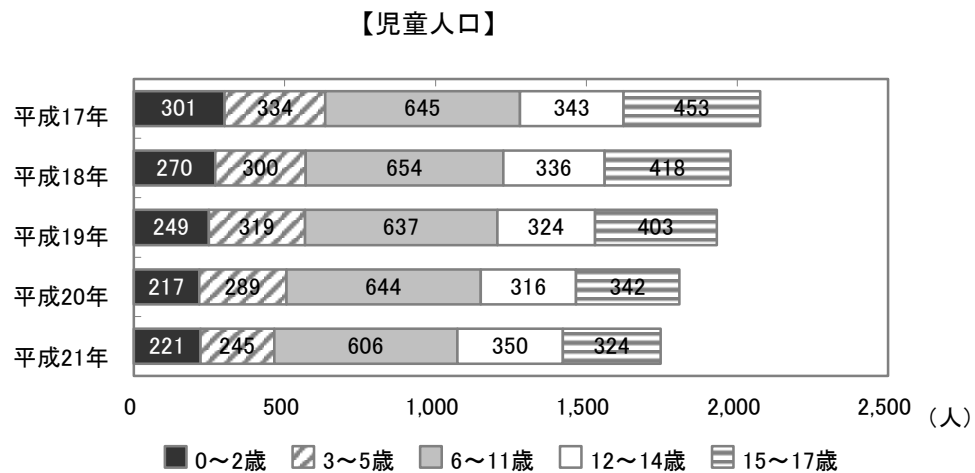
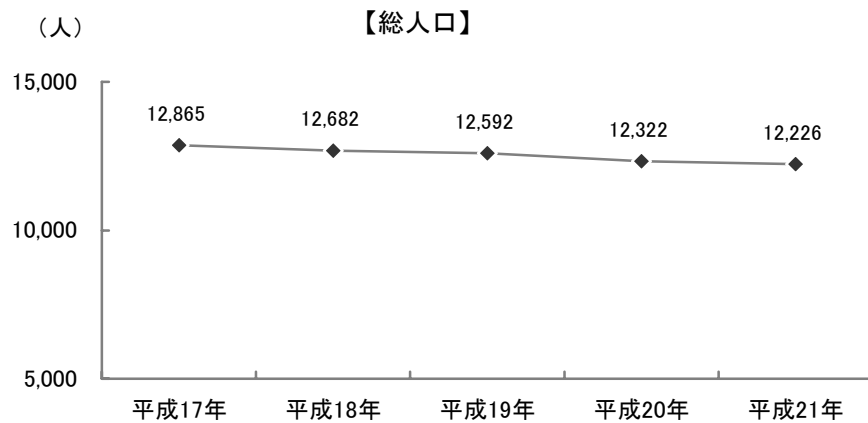


## (2) 人口と世帯の状況

### ① 総人口と児童人口の状況

本町の人口は、平成21年4月1日現在、12,226人となっています。平成17年から人口は減少しています。

児童人口においても、減少していますが、平成21年で、0～2歳、12～14歳では前年に比べ増えています。しかし、その他の年齢は減少傾向にあります。

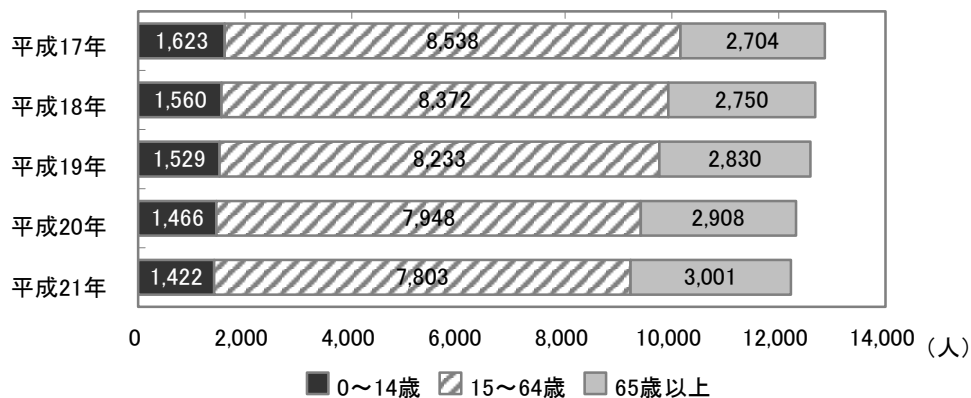


資料：住民基本台帳

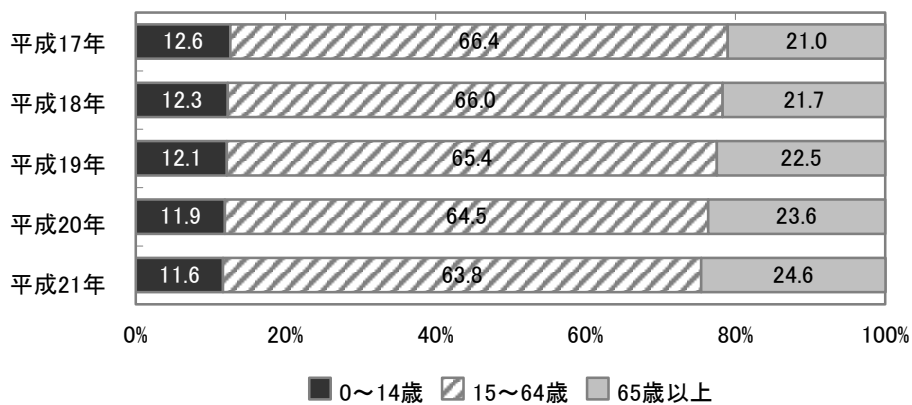
② 年齢3区分人口の推移

本町の人口構成の推移において、各年齢構成別にみると、年少人口の減少と高齢人口の増加が続いており、人口構成の高齢化が進んでいます。

【年齢3区分人口実績】



【年齢3区分人口構成比】

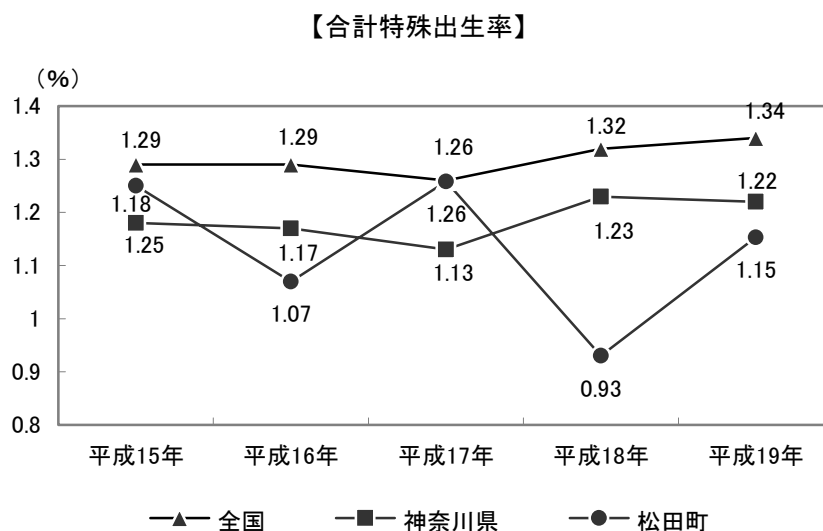
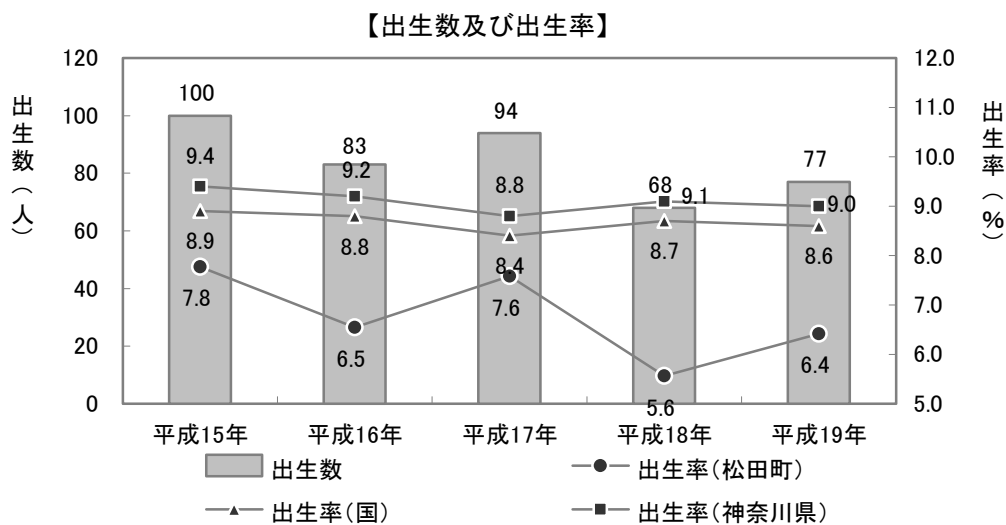


資料：住民基本台帳

### ③ 出生数等の推移

本町の出生数は、平成 19 年で 77 人となっています。出生率は、平成 19 年で 6.4% となっており、国の 8.6% と神奈川県 9.0% と比べ低くなっています。

合計特殊出生率は、平成 19 年で 1.15% となっており、国の 1.34% と神奈川県 1.22% と比べ低くなっています。



資料：県衛生統計年報

#### ※出生率

一定人口に対する、その年の出生数の割合をいい、通常、人口 1,000 人あたりにおける出生数。

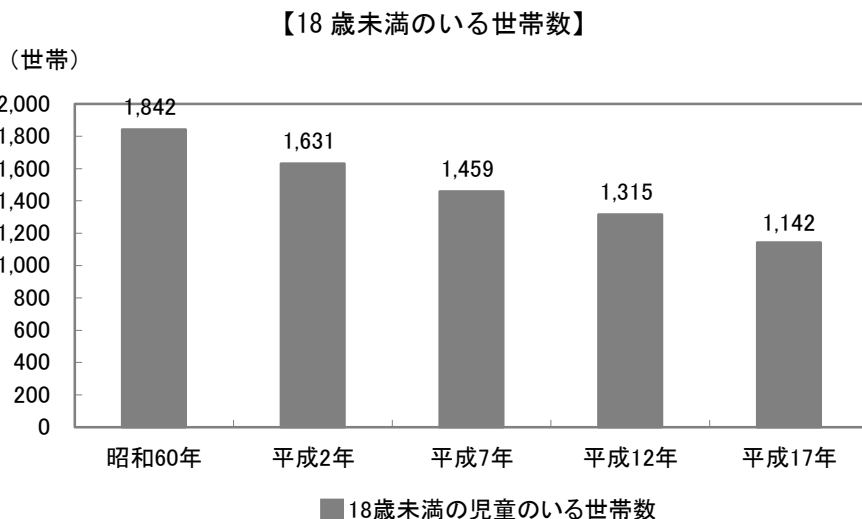
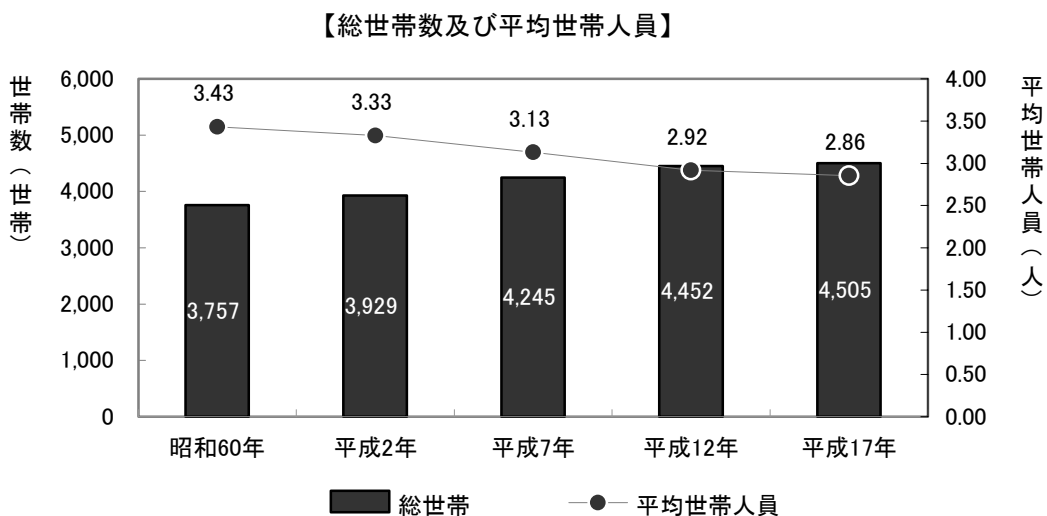
#### ※合計特殊出生率

女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出して合計することで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めたもの。

④ 世帯類型等の推移

本町の総世帯数は平成17年で4,505世帯となっており、年々増加しています。平均世帯人員は2.86人と年々減少していることから、核家族化が進んでいることが伺えます。

また、18歳未満のいる世帯数は平成17年で1,142世帯と年々減少しており、昭和60年と比べ、700世帯と大きく減少しています。

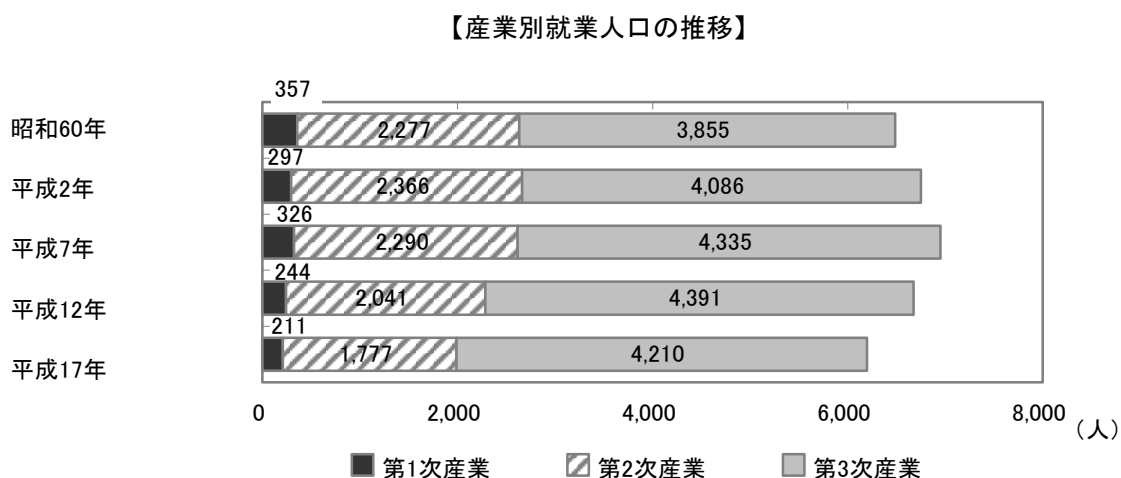


資料：国勢調査

### (3) 就業の状況

本町の就業人口総数は平成7年までは増加傾向にありましたが、長引く景気の低迷や高齢社会の到来などにより、平成12年以降は減少傾向にあります。

産業3区分別で見ると、第1次産業が平成2年から減少を続けており、第2次産業は平成7年に比べ大きく減少し、就業人口が減少するなかで割合としては第3次産業が増え続けています。



資料：国勢調査

#### 日本標準産業分類

※第1次産業 農業、林業、漁業

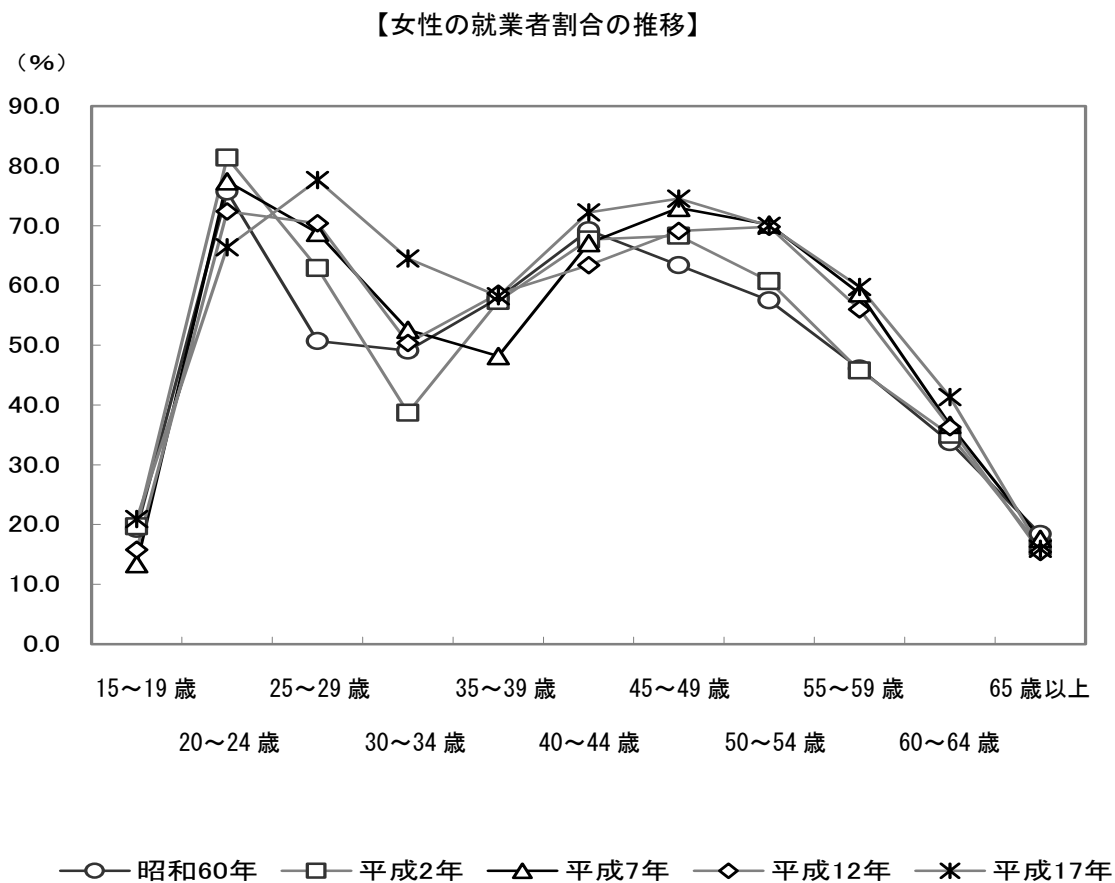
※第2次産業 鉱業、建設業、製造業

※第3次産業 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務



(4) 女性の就業状況

女性の就業状況は、25～34歳の就業者の割合が平成17年では高くなっており、子育て世代の母親の就業者が増えていることが伺えます。



資料：国勢調査

## (5) 児童数の状況

小学6年生以下(0～11歳)の児童の合計数は、平成21年4月1日現在1,050人です。また、就学前児童数は436人、小学生児童数は614人となっています。平成17年から平成21年までの小学生以下児童数の合計の推移をみると、減少傾向となっており、平成17年と平成21年の合計人数を比較すると、174人(14.2%)と大幅な減少となっています。

小学生以下の児童数の推移

(単位：人／各年4月1日現在)

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
就学前児童数	570	568	506	466	436
0歳児	74	88	68	76	78
1歳児	86	76	81	68	73
2歳児	110	85	68	77	62
3歳児	97	109	80	60	81
4歳児	114	100	109	80	60
5歳児	89	110	100	105	82
小学生児童数	654	637	644	606	614
6歳児	118	90	107	100	104
7歳児	102	120	90	104	98
8歳児	91	102	122	88	105
9歳児	124	92	104	122	85
10歳児	108	126	92	100	122
11歳児	111	107	129	92	100
小学生以下児童数の合計	1,224	1,205	1,150	1,072	1,050

資料：税務住民課

## 2 保育・教育の取り組み

### (1) 保育の取り組み

#### ① 保育の状況

##### 保育の事業概要

本町内での保育事業は、公立保育園がないため私立立花愛児園に委託していますが、少子化や就労状況により町内の子どもだけではなく、町外の子どもも受け入れています。

同保育園では、「考えてやれる子、丈夫な子、やさしい子」を基本方針に、年齢に応じたしつけや家庭へのアドバイス、自然にふれながらの体力養成をはじめ、0歳児からの音楽リズム教育、4～5歳児は月約3回の外国人講師による英語教育も実施しています。

#### 私立立花愛児園の概況

(平成21年4月1日現在)

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員
松田町松田惣領 965番地	昭和25年	160.9m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 2階建 (583.9m <sup>2</sup> )	施設長1、保育士11、 栄養士2、事務員1	60名

資料：健康福祉課

#### 年齢別未就学児童数、就園児童数・就園割合の推移

(単位：人、%/各年4月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
<b>未就学児童総数</b>	570	568	506	466	436
0歳児	74	88	68	76	78
1歳児	86	76	81	68	73
2歳児	110	85	68	77	62
3歳児	97	109	80	60	81
4歳児	114	100	109	80	60
5歳児	89	110	100	105	82
<b>就園児童総数</b>	88	90	88	85	74
0歳児	3	4	3	5	4
1歳児	14	12	15	11	8
2歳児	19	17	12	17	13
3歳児	16	18	18	11	17
4歳児	17	20	20	22	12
5歳児	19	19	20	19	20
<b>※就園率(全体)</b>	15.4	15.8	17.4	18.2	17.0
0歳児	4.1	4.5	4.4	6.6	5.1
1歳児	16.3	15.8	18.5	16.2	11.0
2歳児	17.3	20.0	17.6	22.1	21.0
3歳児	16.5	16.5	22.5	18.3	21.0
4歳児	14.9	20.0	18.3	27.5	20.0
5歳児	21.3	17.3	20.0	18.1	24.4

※就園率は町内居住の年齢別児童数に占める入所児童数の割合

資料：健康福祉課

保育園の入園状況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		園児総数(人)						
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
公立	委託	11	—	2	2	3	—	4
私立	立花愛児園	43	2	4	10	9	7	11
	委託	20	2	2	1	5	5	5
計		74	4	8	13	17	12	20

資料：健康福祉課

保育料の状況

本町では、国の定める保育料徴収基準額に基づき、町独自の保育料を定めています。

保育料を決めるための階層区分の認定は、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母等の課税額合計で決定します。

なお、本町では、同一の世帯から 2 人以上の児童が同時に入所している場合、1 人目は保育料全額ですが、2 人目は 1/2 に、3 人目以降は無料になります。

入所対象児及び入所児童の状況

保育園に入園できるのは、保護者や家族が仕事や長期の病気等で保育できないと認められる就学前の児童です。入所の決定は、家庭の状況などを聴取または調査して、保育が困難と認められた場合に、その程度の高い順に保育園の入園定員に応じて決定しています。本町では、平成 21 年 4 月 1 日現在、就学前児童 436 人のうち、74 人(17.0%)が保育園に入園しています。

## ②保育の実施状況

### 保育時間

保育時間について、原則的には、平日が午前7時から午後6時までとなっていますが、保護者からの申し込みを受け、原則的な保育時間を超えて児童を保育する延長保育時間を設けています。延長保育時間を含めた保育園の開園時間については下表のとおりです。

### 保育園の保育時間等

施設名	開園時間	延長保育料金	対象児
私立立花愛児園	7:00～19:00	300円/15分	生後8週～ 小学校未就学児

資料：健康福祉課

### 特別保育事業

3歳未満児からの保育を行う乳児保育、通常の保育時間を超えて児童を保育する延長保育、また、心身に障害のある児童の健やかな発達のために集団保育が可能な3歳以上の幼児を対象とした障害児保育などの特別保育事業を行っています。

### 特別保育事業の実施状況

施設名	実施状況
私立立花愛児園	・乳児保育    ・延長保育    ・障害児保育

資料：健康福祉課

## (2) 教育の取り組み

### ① 幼稚園の状況

本町では、平成 21 年度現在、町立幼稚園を 3 園開設しており、相互の連携を密にし、心豊かにいきいきと生活できるこどもの育成のため、より良い教育環境の創造に努めています。

前期計画での学級数は、第一幼稚園が 4 学級、第二幼稚園が 5 学級の合わせて 9 学級だったものが、少子化により 6 学級と大きく減少しています。

#### 松田町立第一幼稚園の概況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町神山 404	昭和 50 年	3,332m <sup>2</sup>	929m <sup>2</sup>	6 人	150 人	3 学級

資料：教育課

#### 松田町立第二幼稚園の概況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町松田庶子 162	昭和 51 年	1,650m <sup>2</sup>	668m <sup>2</sup>	5 人	150 人	3 学級

資料：教育課

#### 松田町立寄幼稚園の概況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町寄 2505	昭和 59 年	1,759m <sup>2</sup>	430m <sup>2</sup>	3 人	90 人	3 学級

資料：教育課

#### 町立幼稚園の入園児童数の推移

(単位：人／各年 5 月 1 日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
第一	3 歳児	23	29	18	19	20
	4 歳児	35	32	43	23	24
	5 歳児	24	35	31	42	26
入園児童総数	82	96	92	84	70	
第二	3 歳児	17	26	17	9	29
	4 歳児	38	25	30	15	15
	5 歳児	30	37	23	30	16
入園児童総数	85	88	70	54	60	
寄	3 歳児	9	5	7	5	5
	4 歳児	9	14	7	8	5
	5 歳児	7	9	15	6	8
入園児童総数	25	28	29	19	18	

資料：教育課

幼稚園の入園状況

(平成21年4月1日現在)

施設名	開園時間	対象児			預かり保育	バス迎
		年少	年中	年長		
第一	月～金 8:50～14:00	○	○	○	×	○
第二	月～金 8:50～14:00	○	○	○	×	○
寄	月～金 8:50～14:00	○	○	○	×	○

資料：教育課

年齢別就学前児童数、就園児童数・就園割合の推移

(単位：人／各年4月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
就学前児童総数	203	210	209	185	142
4歳児	114	100	109	80	60
5歳児	89	110	100	105	82
就園児童総数	143	152	149	124	94
4歳児	82	71	80	46	44
5歳児	61	81	69	78	50
※就園率（全体）	70.4%	72.4%	71.3%	67.0%	66.2%
4歳児	71.9%	71.0%	73.4%	57.5%	73.3%
5歳児	68.5%	73.6%	69.0%	74.3%	61.0%

※ 就園率は町内居住の年齢別児童数に占める入所児童数の割合

資料：教育課

## ②小学校の状況

本町では、平成21年度現在、町立小学校を2校設置しており、豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力を持つ人づくりを目指し、教育環境の整備をするとともに、学習指導要領に示されている内容を確実に定着させるため、発達段階に応じた教育の充実に努めています。

特に、情報教育、環境教育、国際理解教育等に力を入れ、時代の流れに対応できる人材の育成を行うとともに家庭や地域と連携しながら特色ある学校づくりを進めています。

### 松田町立松田小学校の概況

(平成21年5月1日現在)

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教員数	学級数
松田町松田庶子 204	明治6年	10,761m <sup>2</sup>	(7,815m <sup>2</sup> )	27人	19学級 (特別支援学級3学級含む)

資料：教育課

### 松田町立寄小学校の概況

(平成21年5月1日現在)

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教員数	学級数
松田町寄 2540	明治6年	5,185m <sup>2</sup>	(2,240m <sup>2</sup> )	12人	8学級 (特別支援学級2学級含む)

資料：教育課

### 各学校ごと学年別児童数の推移

(単位：人／平成21年5月1日現在)

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
児童総数	107	98	105	86	118	100	614
松田小学校	98	78	96	77	106	81	536
寄小学校	9	20	9	9	12	19	78

資料：教育課

### 各学年ごと小学校児童数の推移

(単位：人／各年5月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1年生	117	91	102	98	107
2年生	100	118	91	103	98
3年生	89	101	118	86	105
4年生	125	90	103	119	86
5年生	109	125	90	100	118
6年生	109	109	129	90	100
総数	649	634	633	596	614

資料：教育課

### 各学年ごと小学校児童数の推移

(単位：人／各年5月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
児童総数	649	634	633	596	614
松田小学校	518	519	521	502	536
寄小学校	131	115	112	94	78

資料：教育課



## ③学童保育の状況

本町では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から4年生までの児童を放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図るため、平成21年4月1日現在、学童保育（「松田」「寄」の2施設）を実施し、47人の児童が利用しています。利用児童数は増加傾向にあります。

学童保育の利用状況

(単位：人／平成21年4月1日現在)

施設名	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	計
松田	13	11	8	8	40
寄	2	5	0	0	7
合計	15	16	8	8	47

資料：健康福祉課

学童保育利用児童数の推移

(単位：人／各年4月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
クラブ数	2	2	1	2	2
小学校1年生	11	14	9	19	15
小学校2年生	18	11	16	8	16
小学校3年生	8	7	10	7	8
小学校4年生	7	2	7	9	8
児童数計	44	34	40	43	47

資料：健康福祉課

#### ④中学校の状況

本町では、平成21年度現在、町立中学校を2校設置しており、豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力を持つ人づくりを目指し、教育環境の整備をするとともに、学習指導要領に示されている内容を確実に定着させるため、発達段階に応じた教育の充実に努めています。

特に、情報教育、環境教育、国際理解教育等に力を入れ、時代の流れに対応できる人材の育成を行うとともに家庭や地域と連携しながら特色ある学校づくりを進めています。

松田町立松田中学校の概況 (平成21年5月1日現在)

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教員数	学級数
松田町松田惣領 1400	昭和22年	16,776m <sup>2</sup>	(8,309m <sup>2</sup> )	25人	11学級 (特別支援学級2学級含む)

資料：教育課

松田町立寄中学校の概況 (平成21年5月1日現在)

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教員数	学級数
松田町寄 2549	昭和22年	7,880m <sup>2</sup>	(4,028m <sup>2</sup> )	13人	4学級 (特別支援学級1学級含む)

資料：教育課

各学年ごと中学校生徒数の推移 (単位：人／各年5月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
中学生生徒数	310	306	301	341	313
1年生	90	107	105	125	82
2年生	107	90	108	107	124
3年生	113	109	88	109	107

資料：教育課

### 3 子育てに関する住民意識

本計画の策定に向けて、住民の子育てに関する生活実態や意見・要望などを把握するため、平成21年3月にアンケート調査を実施しました。

#### (1) アンケート調査の概要

##### ①調査の目的

本調査は、松田町次世代育成支援行動計画後期計画を策定するために、住民の子育て支援に関する実態や要望・意見を把握するために実施しました。

##### ②調査の方法及び回収状況

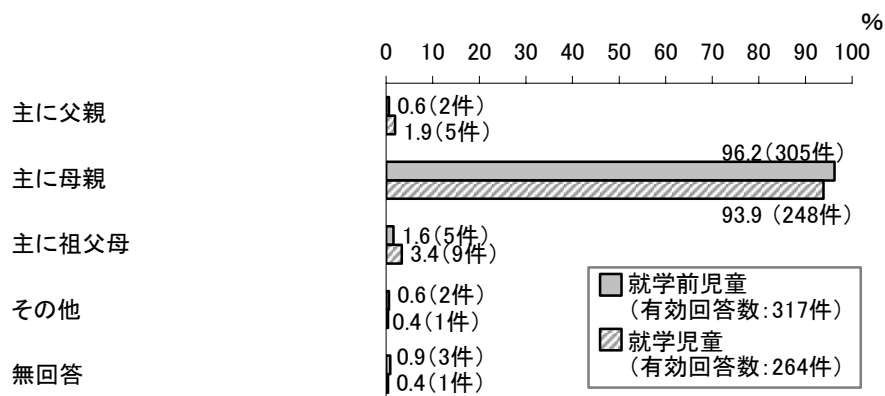
	配布・回収方法	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳）	保育園、幼稚園、 小学校を通じて 配布回収	484票	317票	65.5%
就学児童（1～3年）		282票	264票	93.6%
合計	メール便による 配付と郵便による 回収	766票	581票	75.8%

#### (2) アンケート調査結果の概要

##### ①子どもの世話をしている方

ふだん子どもの世話をしている方は、就学前児童、就学児童ともに「主に母親」が90%以上と高く、「主に父親」は就学前児童で0.6%、就学児童で1.9%となっています。

【家庭での子育ての分担の状況】

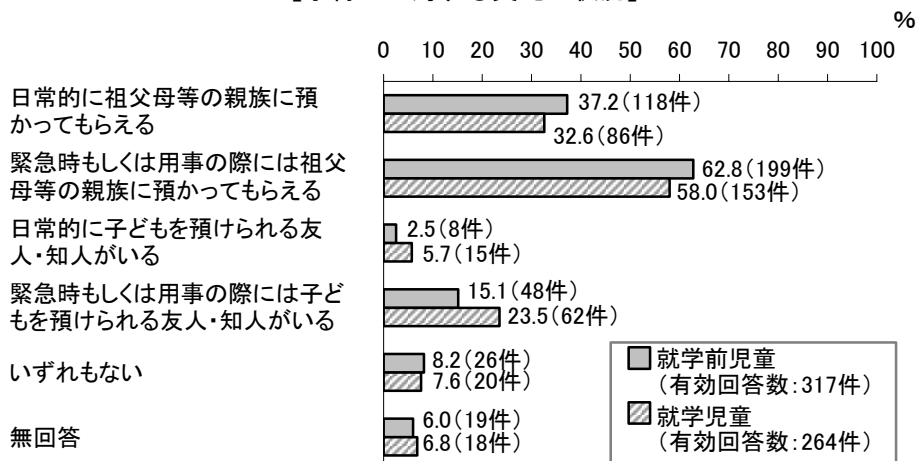


②子育てに対する支え（育児を手伝ってくれるなど）があるかについて

子育てに対する支えについては、就学前児童、就学児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が約6割となっています。

しかし、「いずれもない」が就学前児童で8.2%、就学児童で7.6%となっており、子育てを手伝ってくれるなどの周囲の支援がない方がいることが伺えます。

【子育てに対する支えの状況】

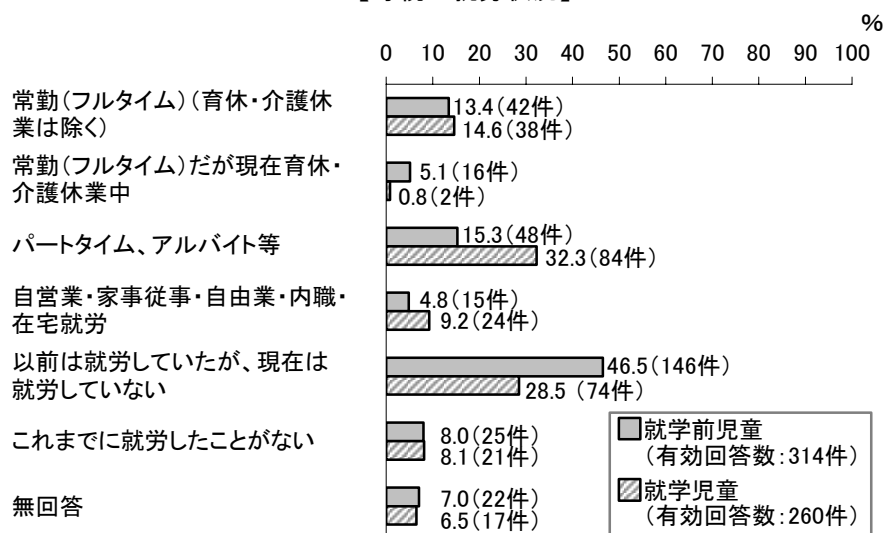


③母親の就労状況について

母親の就労状況については、「常勤（フルタイム）（育児・介護就業は除く）」が就学前児童で13.4%、就学児童で14.6%となっています。また、就学児童で「自営業・家事従事・自由業・内職・在宅就労」が就学前児童に比べ高くなっています。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学前児童で4.8%、就学児童で9.2%となっています。

【母親の就労状況】

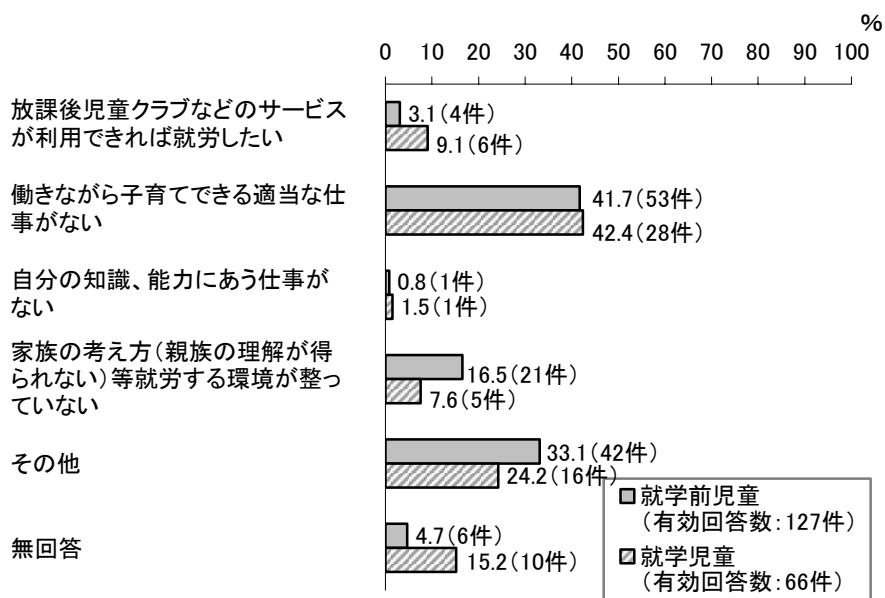


#### ④母親が就労しない理由について

母親が現在就労していない理由については、就学前児童、就学児童ともに「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が4割以上となっています。

「放課後児童クラブなどのサービスが利用できれば就労したい」が就学前児童、就学児童ともに1割以下となっており、サービスの提供不足により就労できない母親は少ないことが伺えます。

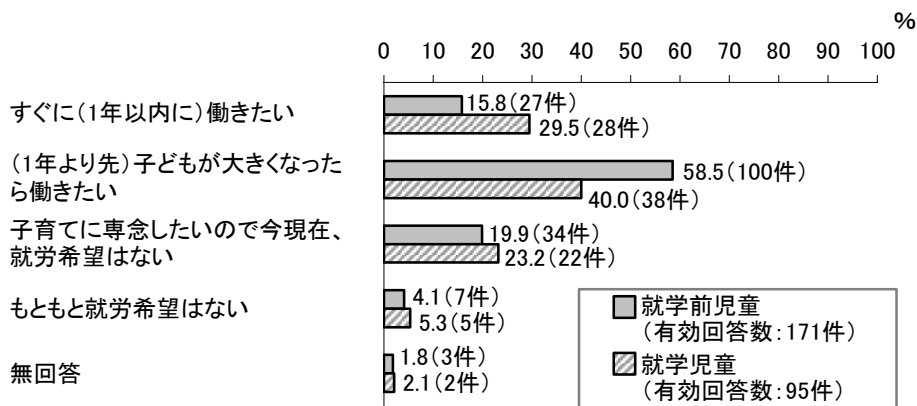
【母親が就労しない理由】



#### ⑤母親の今後の就労希望について

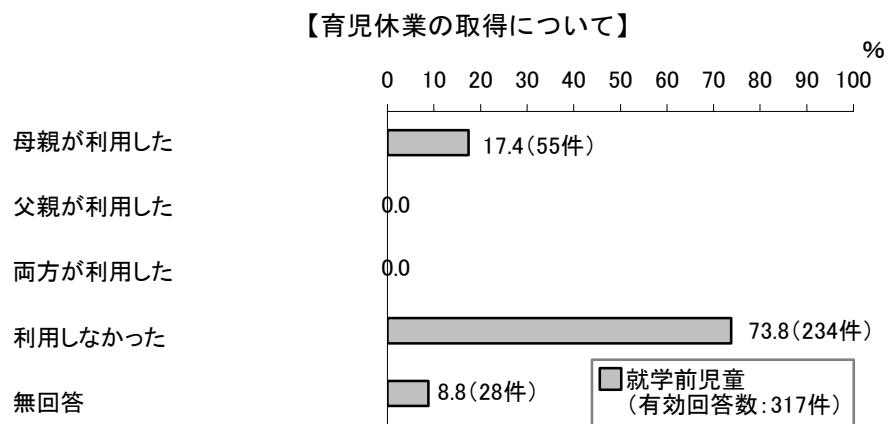
母親の今後の就労希望については、就学前児童では「(1年より先)子どもが大きくなったら働きたい」が約6割、就学児童では「すぐに(1年以内に)働きたい」が約3割となっており、今後就労を希望している母親が多いことが伺えます。

【母親の今後の就労希望】



### ⑥育児休業の取得について

育児休業の取得については、「利用しなかった」が7割以上となっており、「母親が利用した」が17.4%となっています。父親の育児休業の取得はありませんでした。

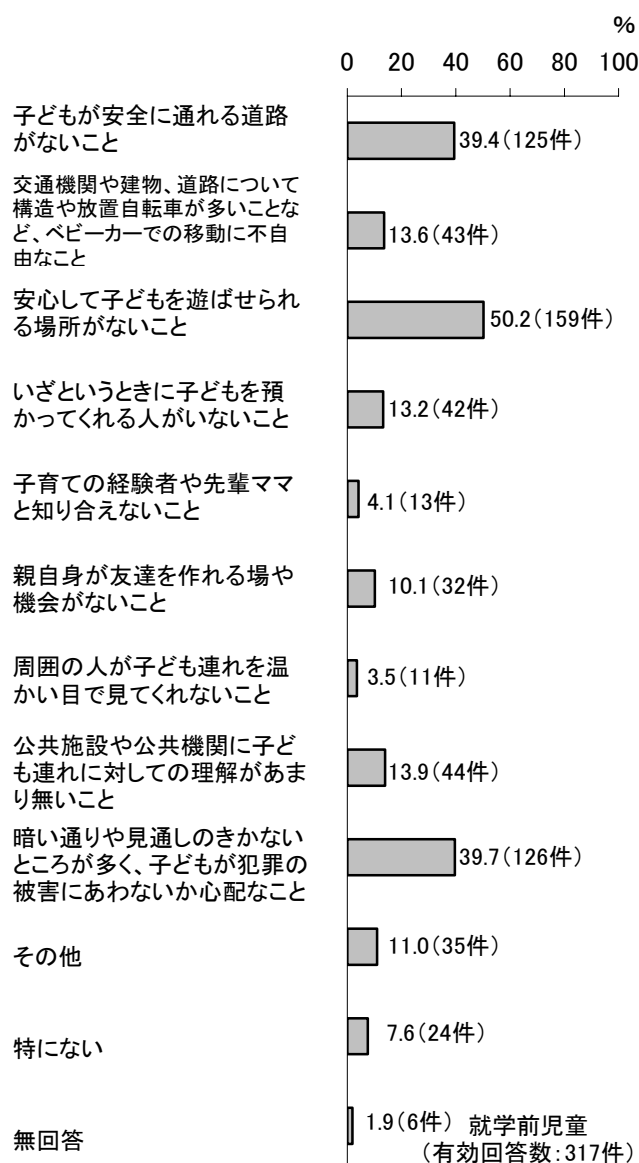


⑦子育てを行っていて困ること、困ったことについて

子育てを行っていて困ること、困ったことについて、「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」が50.2%、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が39.7%、「子どもが安全に通れる道路がないこと」が39.4%となっています。

交通面や犯罪面の安全性の確保が求められていることが伺えるとともに、子どもの遊び場が求められています。

【子育てを行っていて困ること、困ったことについて（複数回答）】

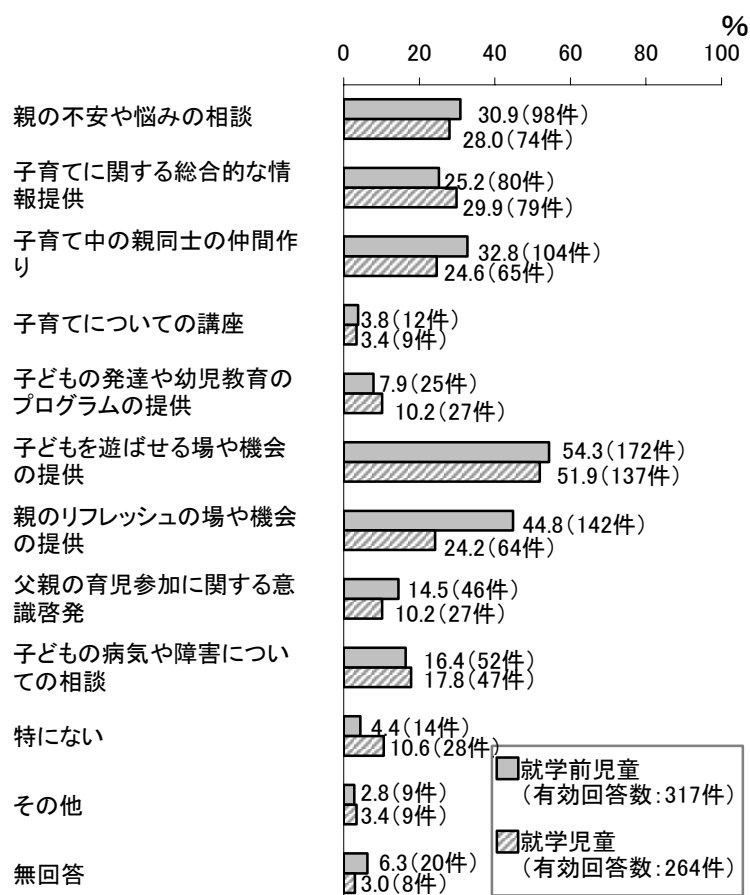


⑧子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスについて

子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスについて、就学前児童、就学児童ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が高くなっています。また、「親の不安や悩みの相談」、「子育てに関する総合的な情報提供」、「子育て中の親同士の仲間作り」が求められています。

就学前児童では「親のリフレッシュの場や機会の提供」が就学児童に比べ高くなっています。

【子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスについて（複数回答）】





## 4 次世代育成支援をめぐる課題

### (1) ワーク・ライフ・バランスを支える子育て支援の充実

アンケート調査結果では、現在母親が就労していない理由として、働きながら子育てができる適当な仕事がないと答えた方が約4割となっており、子育て中の親が安心して働くことができるように、企業における子育て支援の取り組みを推進するとともに、保育園や学童保育、ファミリー・サポート・センターなど、地域と連携した子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。

また、働く女性が多くなっている中で、男女ともに仕事と家庭の両立をめざしたワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発が必要です。

### (2) 働く保護者の子育て支援

アンケート調査では、パートタイム就労を含めると、就学前児童で約4割、就学児童で約6割の保護者が就労をしています。さらに、今後就労を希望している母親も多くなっています。

そのため、保護者に子育ての基本的な責任があることを踏まえつつも、子育て中の保護者が安心して働くことのできる子育て支援を一層充実していく必要があります。子育て支援の充実に関しては、行政による子育て支援サービスの充実はもとより、企業では子育て支援に関する制度の充実を図るなど、様々な主体による支援が必要です。

### (3) 地域における子どもの健全育成

子どもが安心して外で遊んだり、上級生や下級生との交流をしたりすることは、子どもが社会性を育む上で重要なことです。

アンケート調査では、子育てで困っていることとして、安心して子どもを遊ばせられる場所がないという意見が最も高くなっています。子どもたちの交流を促進し、支援していくための地域ぐるみでの取り組みを推進していく必要があります。

### (4) 子育てに関する不安や負担感の軽減

子育てを楽しく、安心して行うために求めるサービスとして、親の不安や悩みが相談できることがあげられています。

このようなことから、子育て支援センター、児童相談員、民生委員児童委員、教育委員会、保育園など相談体制の強化とともに、保護者間での情報交換やネットワークづくり、地域の中で気軽に相談できる体制の充実に努めます。

また、子育ての負担感から児童虐待につながるケースも多く、育児疲れを解消するような支援をさらに強化します。

# 第3章 基本目標

## 1 基本目標

子育て環境づくりの推進にあたっての基本目標は前期計画に引き続くものとし、これに沿って各施策を充実させていきます。

### ■ 基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

子育て支援サービス、保育サービスの充実、子育て支援ネットワークの構築推進、子どもの居場所づくりや様々な交流プラン・交流スペースづくり等地域の子育て支援全般に努めます。

### ■ 基本目標Ⅱ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児期健診や妊産婦に対する相談支援の充実、児童虐待の早期発見、子どもへの食育や性の知識の普及、思春期対策、小児医療の充実に努めます。

### ■ 基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが成長していく上での意識啓発や職業意識の醸成、学校での教育環境や地域社会における家庭への教育支援や教育施設の整備に加え、子どもを取り巻く有害環境への対策に努めます。

### ■ 基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを進める上で、良好な居住環境の整備推進、安全で安心できる道路や公園などの公共施設等の整備推進に努めます。

### ■ 基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女の多様な働き方の実現、これまでの偏った働き方の見直し等をはじめ、仕事と子育ての両立が可能になる生活の推進に努めます。

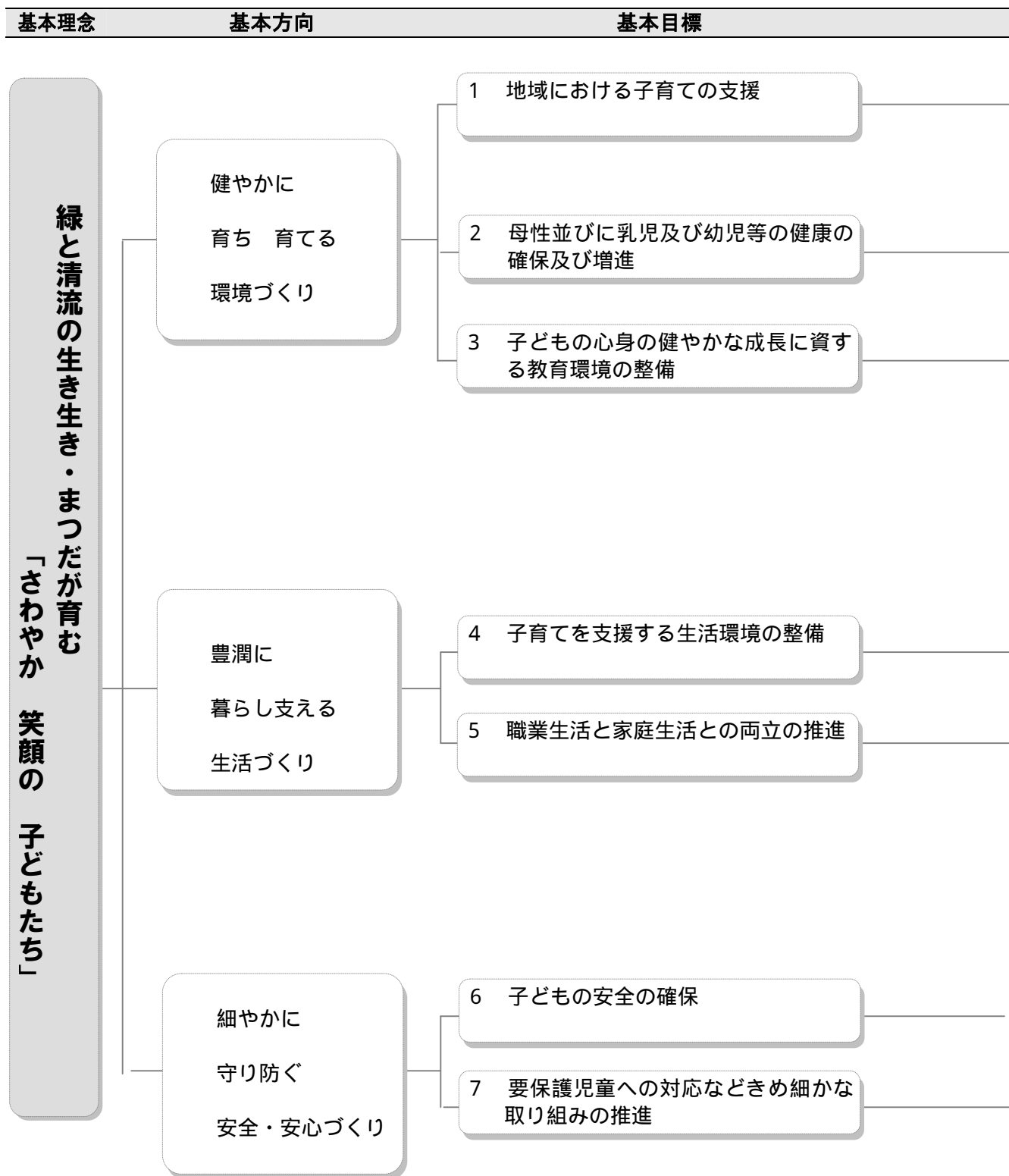
### ■ 基本目標Ⅵ 子どもの安全の確保

子どもを、交通事故、犯罪等の被害から守ることに努めます。

### ■ 基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待防止対策の構築、ひとり親家庭等の自立促進、障害児施策の充実などの対応に努めます。

(1) 施策の体系



施 策

地域における子育て支援サービスの充実  
子育て支援のネットワークづくり  
経済的な支援の仕組みづくり

保育サービスの充実  
児童の健全育成

子どもや母親の健康の確保  
思春期保健対策の充実

食育の推進  
小児医療の充実

子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備  
子どもを取り巻く有害環境対策の推進

家庭や地域の教育力の向上  
子どもの権利づくりの推進

豊かなまちづくりの推進等

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

仕事と子育ての両立の推進

子どもの交通事故や犯罪等の被害から守るための活動の推進  
子どもの保護の推進

児童虐待防止対策の充実  
障害児施策の充実

ひとり親家庭の自立支援の推進

# 第4章 行動計画

## 1 地域における子育ての支援

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

#### [ 現状と課題 ]

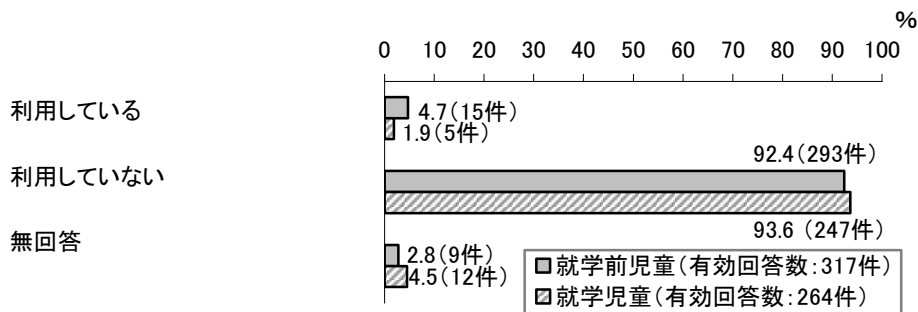
近年、地域における子育て家庭の孤立化や、母親の子育てについての知識や子育て経験者からのアドバイス機会が不足し、子育てに対する負担感の増大、特に子育てをしている専業主婦などの育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

これらに対応するため、平成14年に子育て支援センターを開設し、町内外から多くの利用者を受け入れています。また平成18年にはファミリー・サポート・センター事業を開始、学童保育事業の時間延長などを実施し、地域における子育て支援サービスの充実に努めてきました。

しかし、アンケート調査結果では、ファミリー・サポート・センターの利用状況をみると、就学前児童で4.7%、就学児童で1.9%となっており、利用者が限定されている傾向にあり、啓発に努める必要があります。

今後も、地域における子育て支援サービスを充実させていくために、行政のみならず、子育てサークルなどの住民の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者の育成支援、民間事業者なども含めた様々な子育て支援を展開していきます。

【ファミリー・サポート・センターの利用状況】



[ 施策の方向性 ]

次代を担う子どもたちが、地域の中で、健やかに生まれ育つことができるよう、総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。

[ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
病後児保育事業 (派遣型)	病気の回復期にあり、安静を要し、保育園等に行けない場合に、保育士・看護師等を児童の自宅に派遣し、一時的に預かるサービスです。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	健康福祉課	未実施	今後検討
ファミリー・サポート・センター事業	子育てに支援を必要とする保護者とその支援を提供できる人との接点をもたらす互助的事業です。地域の保育機能を補完する役割からも、さらに関係機関と連携しながら事業を推進します。	健康福祉課	依頼会員： 115人 支援会員： 57人 両方会員： 28人 計：200人 活動340件	継続
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	本町では、現在2か所の学童保育室を設置しており、年度当初には利用希望が定員を上回る状態です。今後は、関係機関と調整を図りながら施設の拡充を検討するとともに、児童の保育環境の整備充実に努めます。	健康福祉課	1～4年生 利用数：47人 (うち寄7人)	拡充
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が仕事などで一時的に養育が困難となったときに、概ね1週間以内の短期間において児童福祉施設等で児童を養護・保護する事業です。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	健康福祉課	未実施	今後検討
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事などで夜間に保育できない場合に午後5時から午後10時を目安として児童福祉施設等で児童を預かり、生活指導や食事の提供等を行う事業です。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	健康福祉課	未実施	今後検討
一時保育事業	私立保育園で自主事業として実施してきましたが、ニーズ量の減少により平成21年度にて一度終了します。今後はニーズ量の把握と再開について検討していきます。	健康福祉課	21年度にて 中断	今後検討

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
つどいの広場事業	主に0～3歳までの子育て中の親の交流を図り、子育ての不安の軽減、仲間づくりを支援するものです。本町では、子育て支援センターと連携をとりながら、事業の推進について今後検討していきます。	健康福祉課	未実施	今後検討
子育て支援センター事業	子育て支援センターは、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場として、また、地域における総合的な子育てを行う拠点として平成14年10月に開設しました。主な活動として、下記のような子育てサービスの提供を実施しており、今後とも事業の充実に努めます。 ○主な活動 育児不安等についての相談指導及び援助事業・育児情報の収集及び提供・子育て支援関係機関、組織等への協力及び支援・子育て広場（フリースペース）の開設・親子と一緒に食事ができるランチルームの開設	健康福祉課	利用者数 町内： 1,016組 2,370人 町外： 231組 531人	継続
民生委員児童委員相談事業	本町では、35名の民生委員児童委員が、担当地域において援助を必要とする人に対して、福祉サービスを適切に利用できるよう、住民の立場にたって相談に応じたり、必要な情報の提供を行っています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が関係機関や民生委員児童委員と連絡・調整のうえ、相談援助事業にあたっています。平成21年度の主任児童委員は2名です。今後とも相談事業の充実に努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続

## (2) 保育サービスの充実

### [ 現状と課題 ]

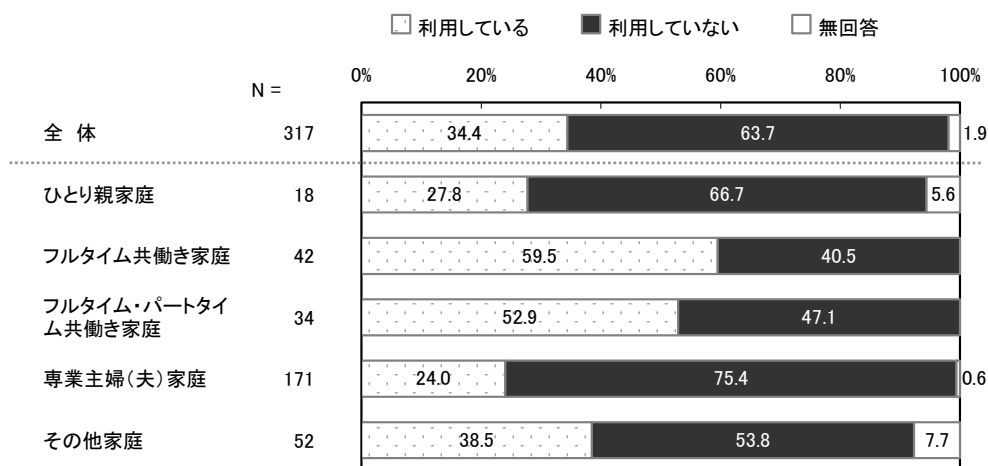
近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働等、勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の意向を踏まえたサービスの提供体制を整備することが求められています。

本町では、私立立花愛児園において、通常保育のほか延長保育や乳児保育等を行い、保育サービスの充実を図ってきました。

アンケート調査結果からも、フルタイム共働き家庭やフルタイム・パートタイム共働き家庭において、保育サービスを利用している割合が高くなっています。

子育て中の親の就労時間が多様化し、今後も保育時間の延長等の要望が高まると考えられることから、私立立花愛児園と協議を重ね、有機的に連携しながらさらなる保育サービスの充実を図っていく必要があります。

【家庭類型別保育サービスの利用状況】





## [ 施策の方向性 ]

少子化に備えた効率的な保育園運営を図るとともに、子どもの幸せを第一義に考え、利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえ、私立立花愛児園と有機的に連携して一層の保育サービスの充実に努めます。

休日保育事業及び特定保育事業については、ニーズ量を把握しながら対応を検討していきます。

## [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
通常保育事業	継続少子化に伴い、将来の需要の減量が見込まれています。現在の入所児童数74人に対し、目標年度のニーズ量は64人が推測されますが、目標年度における就学前児童数の減少が推測されることと、幼稚園児の入園児童数を考慮し、現状を維持することは難しいと思われまます。	健康福祉課	60人	継続
延長保育事業	現在、私立立花愛児園では午後7時まで19人の延長保育を行っています。目標年度のニーズ量は延長3時間までで38人のニーズ量がありますが、後延長のみを優先して、30分まで17人・1時間まで12人の合計29人を目標量とします。	健康福祉課	1日平均 3～4人	継続
障害児保育事業	現在、本町では、保育園の集団生活に馴染む、心身の発達に不安のある児童を保育する障害児保育を実施しています。今後とも、障害児の受け入れに努めるとともに、障害児保育に関する様々な情報を提供します。	健康福祉課	0人	継続
休日保育事業	子育て中の両親の中には、サービス等で、日曜日に就労している人がいますが、本町では、休日保育の実施はありません。今後はニーズ量を把握しながら検討していきます。	健康福祉課	未実施	今後検討
特定保育事業	保護者の就労状態により「週2、3日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」が可能な保育事業です。本町では1日当たりの需要は1人と少なく、今後はニーズ量を把握しながら検討していきます。	健康福祉課	未実施	今後検討
乳児保育の促進	出産後、乳児保育を開設している保育園があれば安心して働くことができるという保護者のニーズに応え、私立立花愛児園では産休明けからの乳児の保育を実施しており、今後とも連携しながら乳児保育の促進に努めます。	健康福祉課	7人	継続

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

#### [ 現状と課題 ]

現代社会において、これまで地域で担われてきた子育て支援機能が脆弱になってきているため、家庭における育児の負担感が強くなっています。このため、家庭における子育てを、地域、企業、行政等社会全体の課題として捉え、地域連携による子育て支援を進めることが必要です。

本町では、子育て支援のネットワーク化や母子保健事業推進連絡協議会によって、地域連携による子育て支援体制の確立に努めてきました。

民生委員児童委員や主任児童委員、民間事業者、地域活動団体とともに、官民の枠を超えた地域における子育て支援のネットワークの構築が必要です。

#### [ 施策の方向性 ]

地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するなど、地域連携による子育て支援体制の確立に努めます。

#### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
母子保健事業 推進連絡協議会	母子保健事業を効果的に推進するため、母子保健事業推進連絡協議会を設置しています。委員は、保健・医療・福祉・幼稚園・保育園等の関係団体の代表者等から構成されています。今後とも、各機関が、子育て支援の必要性や母子保健の現状を理解し、お互いの活動について情報交換しながら、子育て支援活動の充実に努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続

## (4) 児童の健全育成

## 〔 現状と課題 〕

家庭や学校だけでなく、地域社会も子どもの生活の場として大切です。しかし、都市化や少子化が進み、学歴重視の傾向やテレビゲーム等を中心とした遊び方の変化、治安の悪化等により、子どもたちが地域の人々や自然と触れ合う機会が減少しています。こうした状況は、子ども自身にゆとりがなくなり、仲間意識が希薄になり人格形成にも大きな影響を与えています。

本町では、公民館活動や図書館活動を通じた青少年健全育成活動を推進してきました。また、家庭児童相談事業やスクールカウンセラーの配置などにより、非行等の問題を抱える児童への対応を行ってきました。

しかし、アンケート調査結果をみると、少数ではありますが、20時以降に兄弟だけで過ごしている子どもや、公園などの屋外で遊んでいる子どもがおり、健全な子どもの居場所づくりが求められていると考えられます。

少子化や子どもを取り巻く環境の変化などにより、集団や年齢の異なる子ども同士での放課後の居場所づくりが求められているとともに、地域において、児童が自主的に参加し、自由に遊べ安全に過ごせる環境づくりが必要となります。

また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、関係機関が連携して地域全体で対処することが必要です。

【平日の時間帯ごとの子どもの過ごし方】

	小学校にいる	自宅等で保護者や祖父母等と一緒にいる	自宅等で、兄弟姉妹や友人など子どもたちだけで過ごしている	学習塾や習い事に行っている	放課後児童クラブに行っている	公園など、屋外で遊んでいる	自分の家の中で、ひとりで過ごしている	その他	無回答
14～16時	36.7	21.2	5.7	2.7	6.4	12.1	-	4.9	10.2
16～18時	1.5	43.9	7.6	17.4	6.8	8.0	-	3.0	11.0
18～20時	-	89.0	1.9	1.5	-	0.4	-	1.1	5.7
20時以降	-	87.9	2.3	-	-	0.4	-	2.7	6.8

[ 施策の方向性 ]

地域の子どもたちが、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを進めるため、保育園、学校、児童館、公民館、図書館、児童公園等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流などを通じた青少年健全育成活動の促進を図ります。

少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、家庭、学校、福祉事務所、警察等が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

[ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
児童・生徒のための放課後の居場所づくり	体制整備に向けて、健康福祉課と教育委員会との連携を強めるとともに、ボランティア（青少年児童員）・自治会等の活動と連携できるような方策を推進します。	教育課	継続実施中	継続
子どもの館事業	子どもの文化活動の拠点として、コンサートやサークル活動、多彩なイベントを実施し、郷土の生活、文化を伝承し、創作表現の可能性を広げ、共に楽しめる生涯学習の場となっています。今後とも活動内容の充実に努めます。	環境経済課	継続実施中	継続
家庭相談事業	県足柄上保健福祉事務所には、家庭児童相談室が配置され、家庭相談員により子どもの生活習慣・しつけの問題・家庭における人間関係・学校生活、引きこもり、不登校など、児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けています。内容により、家庭訪問や児童相談所等関係機関への連絡を取り対処しており、今後とも本相談事業との連携に努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続
児童・生徒指導に関する学校支援	児童・生徒指導に関して、指導主事が下記の項目に取り組んでおり、今後とも児童・生徒指導に関する学校支援に努めます。 ・児童・生徒並びに保護者への適切な指導に関する支援 ・保護者の直接的な訴えに対し事情調査と必要に応じ学校への指導	教育課	幼児、児童、生徒指導担当者研修会を年間2回開催 指導主事による教育相談の実施	継続

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
<p>スクールカウンセラー配置活用事業</p>	<p>児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校に配置し、小・中学校の児童・生徒、保護者、教員の教育相談援助にあたっています。</p>	<p>教育課</p>	<p>県のスクールカウンセラー配置事業を受け、各中学校区に1名ずつスクールカウンセラーを配置。 町独自で松田小学校に1名「こころの教室相談員」を配置</p>	<p>拡充</p>

## (5) 経済的な支援の仕組みづくり

### [ 現状と課題 ]

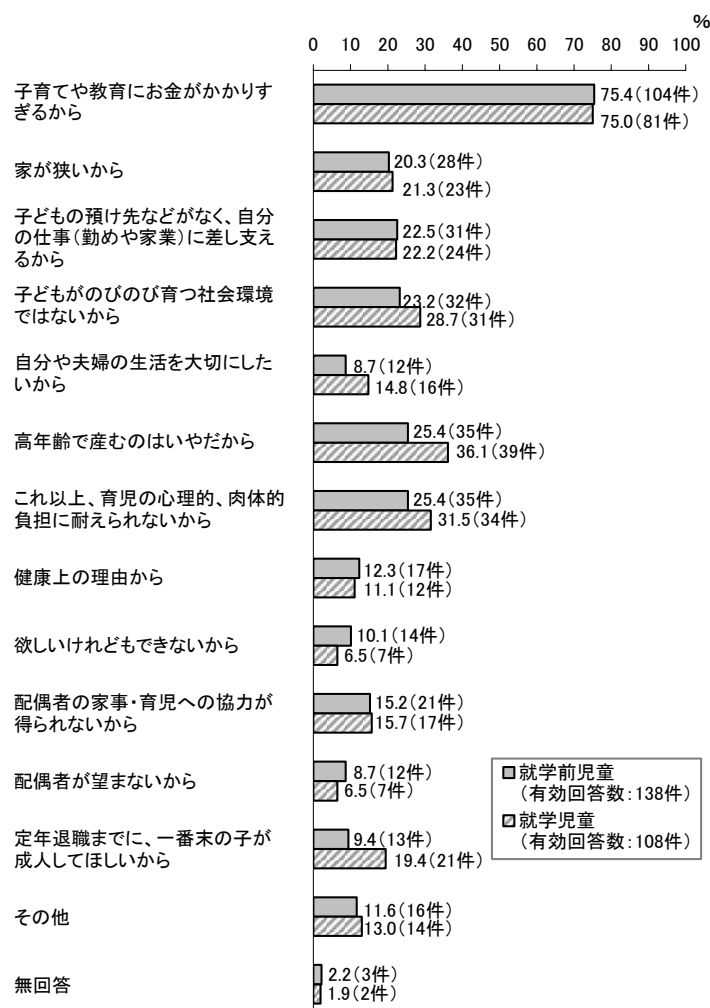
近年における社会経済情勢を背景とした失業率の上昇、地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに関する経済的負担の割合は増えてきています。

本町では、保育料の減免や小児医療費助成など経済的支援を行ってきました。

アンケート調査結果をみると、理想の子どもの数よりも、持つつもりの人数が少ない家庭が増加しています。その理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が高くなっています。

今後も経済的支援策などの充実による、子育ての経済的負担感の軽減に努める必要があります。

#### 【持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由】



[ 施策の方向性 ]

子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

[ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
保育料の検討	保育園通常保育の保育料については、子育て支援の充実を図るため、今後とも、適正な保育料の設定に努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続
	幼稚園の保育料についても、今後の適正な保育サービスのあり方をふまえて検討していきます。	教育課	継続実施中	継続
子ども手当 (児童手当の支給)	これまでの児童手当に代わり、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの児童を対象に、一人につき、月額 13,000 円を支給するものです。 (平成23年度からは26,000円の見込)	健康福祉課 (国事業)	継続実施中	拡充
小児医療費助成	通院に対する助成対象年齢を平成22年度より中学校就学前までに拡大します(所得制限なし)。また、引き続き中学校卒業までの入院に対し助成します(中学校就学中は所得制限あり・児童手当の所得制限に同じ)。	健康福祉課	継続実施中	拡充
育英奨学制度	経済的な理由によって就学が困難となる児童・生徒に対し、育英奨学資金貸付、福田奨学金などによる就学の援助を行うことにより、教育の機会均等を図ります。	教育課	継続実施中	継続

## 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### [ 現状と課題 ]

女性にとって妊娠・出産は、短期間で心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という責任を担うことなどから、不安や悩みを生じやすい時期でもあります。このため、安全・安心な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備が重要となります。

本町では、母子健康手帳の交付や乳幼児健診時での相談の実施などにより、母子の健康の確保に努めてきました。

今後も、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保される施策の充実を図るとともに、母子保健事業や養育支援家庭訪問事業等において、母子の孤立化を防ぐ子育て支援サービスが必要です。

また、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援を行っていくことが重要です。

#### [ 施策の方向性 ]

子どもが心身ともに健やかに成長でき、母親が安全・安心に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、各種健診、母親・父親教室等の母子保健における健康教育、訪問指導、保健指導等の充実に努めます。

#### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
母子健康手帳の交付	順調な妊娠経過と安全な出産の確保を図るため、また、乳幼児の成育記録帳として妊娠早期に母子手帳の交付が受けられるよう啓発に努めています。今後とも、妊娠から出産までの不安軽減や異常を予防し、心身ともに健康な妊娠期間を過ごせるよう個別指導（家庭訪問、電話相談）の充実に努めます。	健康福祉課	87冊	継続



事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
妊婦健康診査の実施	妊婦の健康管理を図り、妊婦乳幼児の死亡率低下、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止など、母子の障害の発生の予防に努めています。健診の助成内容も拡充し、平成20年度からはそれまで2回だった費用助成を5回に、平成21年度からは14回の費用補助を受けられます。今後とも、健康診査の充実に努めます。	健康福祉課	延べ413人	継続
母親・父親教室の開催	妊娠、出産に関する適切な情報提供と不安の解消を図ることを目的に、母親・父親教室を山北町と共同で開催しています。核家族が進む中、友達づくりの促進、出産・育児の情報提供など、安心して産み育てることができるよう支援しており、今後とも教室の充実に努めます。	健康福祉課	延べ24人	継続
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなぎます。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。	健康福祉課	45件	継続
訪問指導(妊産婦・新生児・乳児・低出生体重児・転入児)	母子保健法に基づき、妊産婦、新生児、低出生体重児等を対象に訪問指導を実施しています。今後とも、育児に不慣れた時期に安心して育てることができるよう支援に努めるとともに、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。	健康福祉課	妊婦：1人 産婦：30人 新生児・乳児：38人 幼児9人	継続
乳幼児健康診査の実施	乳幼児期各期において、健康診査及び保健指導を実施、育児支援と疾病または異常の早期発見を行うことにより、乳幼児の健康の向上と健全育成を図っています。3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査は町で行い、お誕生日健康診査(10～11か児)を医療機関に委託し個別健康診査方式で実施しています。今後とも、健康診査の充実に努めるとともに、虐待の早期発見に努めます。	健康福祉課	3～4か月児 健診：73人 (受診率 98.6%) お誕生日健 診：70人 (受診率 94.6%) 1歳6か月児 健診： 69人 (受診率 95.8%) 3歳児健診 81人 (受診率 97.6%)	継続

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
乳幼児健康相談 の実施	健康福祉センターには保健師又は看護師が常駐し、いつでも相談できる体制を整えています。 0歳～就学前までの乳幼児を対象に、月1回、育児に関する適切な情報の提供や、不安・心配事の軽減・解消を目的に「すくすく育児相談」や「おっばい相談」を実施しています。今後とも健康相談の充実に努めます。	健康福祉課	すくすく育児相談： 延べ218人 おっばい相談： 延べ6人 心の相談： 3人	継続
幼児教室	各種健康診査や相談事業の中で、要経過観察とされた子どもや、その親に対して、遊びを通して子の発達を促しまた母と子が気づき、成長していくことを目的に、月1回ずつ「親子ふれあい教室」や「育児応援教室」「育児応援教室」を実施しています。今後とも、幼児教室の充実に努めます。	健康福祉課	親子ふれあい教室： 延べ154人 育児応援教室： 延べ58人	継続
予防接種の実施	子どもの疾病を未然に防ぐため、すべての子どもが必要な予防接種を受けられるよう、各予防接種の効果やリスクについて保護者への知識の啓発に努めています。ポリオとBCGは健康福祉センターで、また三種混合、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎は個別接種で実施しており、今後とも国の指針に基づき、予防接種の実施に努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続
歯科教室及び歯科 健康診査の実施	1歳児～3歳児を対象に、下記歯科指導教室、フッ素・サホライド塗布、歯科健康診査を実施しており、今後とも、教室・健康診査等の充実に努めます。 【歯科指導教室】 1歳児の親等を対象に、歯の大切さを認識し、子どものう歯予防に対して関心が高まるよう、歯みがきや適切な食習慣の必要性について啓発しています。 【歯科健診】 1歳6か月児～3歳児を対象に、健康診査受診時に、う歯予防に対する関心の向上を目的に実施しています。 【フッ素・サホライド塗布】 2歳児を対象に、虫歯予防を目的に、フッ素塗布及びサホライド塗布を実施しています。	健康福祉課	歯科指導教室：40人 1歳6か月児健診：69人 2歳児健診：57人 3歳児健診：81人	継続

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
各種健康診査	<p><b>【特定健康診査】</b> 平成20年度から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的に、国民健康保険に加入の40歳以上の方を対象に実施しています。</p> <p><b>【婦人がん検診】</b> 国の指針に基づき、がんの早期発見のため乳がん（40歳以上の方）検診や、子宮がん検診（20歳以上の方）を実施しています。食生活をはじめとするがん予防の啓発、健康診査の受診率の向上に努めます。</p>	健康福祉課	乳がん検診：303人 子宮がん検診：347人	継続
乳幼児とのふれあい事業	核家族化が進み、乳幼児に触れ合う機会が少なくなっている中学生を対象に、乳幼児と触れ合う体験をし、乳幼児の成長発達や、命の大切さについて啓発を図ります。	健康福祉課	未実施	今後検討

## (2) 食育の推進

### [ 現状と課題 ]

食は生活の基本であり、食生活の乱れは、子どもの心や体の健やかな成長を妨げる大きな原因となります。学童期の肥満や若い女性のやせすぎ等の問題が大きく取り上げられています。現代社会では、ファーストフード、弁当、インスタント食品等、食べたい時に食べたいものがすぐに手に入り、大人も子どもも手軽な食事に依存する傾向が強くなっています。

朝食欠食や不規則な食事等、食生活の乱れが問題となっています。子ども一人ひとりが食の大切さや正しい食習慣を身に付けることが大切であり、食を通じて豊かな人間性を育み、良好な家族関係を築くことも期待されています。また、乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも必要です。

本町では、乳児期には離乳食講習会で、幼児期から学童期においては保育園・幼稚園・学校の給食を通じて食育を推進してきました。

子どもの時から食の大切さを教育していくため、学校のみならず、地域・家庭など様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。

### [ 施策の方向性 ]

食を通じて心身ともに健康な子どもの育成や食を通じた家族との良好な関係づくりが促進されるよう、必要な対策に努めます。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

## [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
離乳食講習会	離乳期の乳児を持つ母親等に調理実習を通して子どもの発達に合わせた食材の選び方や調理の方法等を指導し、適切な食習慣を身につける目的で隔月に実施しています。参加者からは大人用の献立から工夫して離乳食を作ることができると好評です。今後とも、講習会の充実に努めます。	健康福祉課	延べ126人	継続
保育園給食の推進	入園児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、という情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能としての役割をもつ保育園給食の推進・充実に今後も、努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続
学校給食研究会	幼稚園を含む学校給食や食事のあり方について、地域と連携した地産地消や保護者の代表を加えた研究会を開催することにより、「食育」の推進に努めます。	教育課	研究会の開催	継続
食生活改善推進員活動	健康づくりの柱である食生活について地域住民自ら推進していくため「ヘルスマイト松田」が組織されています。1歳児歯科指導教室におけるおやつ作りなど、食育の視点を生かし活動しています。また、推進員の養成は、足柄上地区1市5町合同で養成講座を開設し輪を広げていくよう努めています。今後とも、食生活改善推進員活動の充実に努めます。	健康福祉課	ヘルスマイト松田 会員数 37名 養成講座受 講者 3名	継続
食育推進計画の策定の検討	食育基本法が制定されたことを受け、関係機関との連携の下、策定を進める予定です。	健康福祉課	未実施	今後検討
食に関する学習機会の推進	親子で作る簡単なおやつ作りを通して、「一緒に作る喜び」「一緒に食べる喜び」等の機会を提供しています。	健康福祉課	参加者数 10組	継続

### (3) 思春期保健対策の充実

#### [ 現状と課題 ]

ここ数年、性行動、人工妊娠中絶、性感染症、性犯罪等の性に関する問題を始め、薬物乱用、喫煙、飲酒等の低年齢化が進んでおり、こうした問題行動は年々増加傾向にあります。思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。近年、思春期における望まぬ妊娠・人工妊娠中絶や性感染症が増加しており、また、薬物乱用、喫煙・飲酒に関する問題も指摘されています。これらの問題は、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。

本町では、性についての正しい知識の普及や、未成年者の喫煙・飲酒等の防止に努めてきました。

不安や悩みから生じる問題行動に対する適切な対応が必要となるため、家庭や地域と連携し、性に関する正しい知識の普及や、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用等の防止に努めていく必要があります。

#### [ 施策の方向性 ]

思春期の男女に対して、性についての正しい知識の普及を図るとともに、一人で悩まず専門機関に相談するなどストレスを上手にコントロールできるよう支援します。

喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実等を進めます。

#### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
性についての正しい知識の普及	性に対する意識や性行動の実際について現状の把握に努めます。また、保健学習などを通して、命の大切さを啓発するとともに、性感染症についての情報提供及び正しい知識の普及を実施しており、今後とも、知識の普及に努めます。	教育課	エイズ・性感染症予防講演会を実施	継続
未成年者の喫煙・飲酒及び薬物乱用等防止	未成年者の喫煙・飲酒防止に加え、薬物乱用防止のため啓発活動や環境づくりを推進しています。また、喫煙・飲酒及び薬物に関する正しい情報提供や普及啓発も実施しています。今後とも、未成年者の喫煙・飲酒及び薬物乱用等防止に努めます。	教育課	薬物乱用防止教室の実施	継続

(4) 小児医療の充実

[ 現状と課題 ]

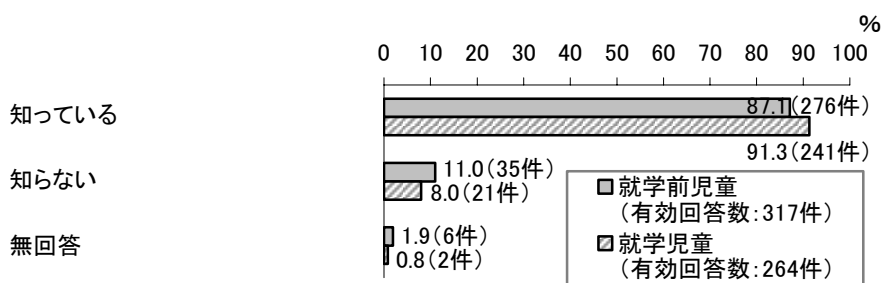
子どもの健やかな発育、発達を推進するためには、必要な時にいつでも見てもらえたり、相談できる小児医療体制を確立することが大切です。医療機関は、病気の診断や治療のみならず、子どもの発育状態の確認や、健康や子育ての相談、感染症の予防等、家庭や地域で幅広い活動が期待されています。

本町では、地域医療や休日、夜間医療、二次救急医療体制の整備を図り、小児医療の充実に努めてきました。

アンケート調査結果からも、休日、夜間に受診できる医療機関を知っている人の割合も高くなっています。

今後も、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となる小児医療の充実を図るとともに、周知を徹底していく必要があります。

【休日、夜間に受診できる医療機関を知っている人】



[ 施策の方向性 ]

安心して子どもを産み健やかに育てることができるよう地域医療体制の整備に努めます。

[ 具 体 事 業 一 覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
地域医療体制の整備	多様化する医療ニーズに対応するため、足柄上医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備を図っています。また、足柄上病院等との医療連携を積極的に実施しており、今後とも、地域の医療体制づくりに努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続
休日、夜間医療体制の整備	すでに行われている休日急患診療医療体制・子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図っています。また、休日等の歯科の救急医療体制について、今後とも、足柄歯科医師会との連携を図り医療体制の整備に努めます。	健康福祉課	154人	継続
二次救急医療体制の整備	2市8町で広域二次病院群輪番制をとって対応しており、今後とも医療体制の整備に努めます。	健康福祉課	10病院 44人	継続
かかりつけ医の推進	訪問事業や相談事業等を通して身近に子どもの成長・発育について相談できる医師を持つことで、安心して育児ができるよう普及啓発及び関係機関との連携を図り、医療体制作りに努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続



### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

##### [ 現状と課題 ]

豊かで便利な社会の中で、利己的な意識、自己責任の考え方の欠如、物質的な価値や利便性、効率性の重視等、社会全体のモラルが低下するほか、生活環境や生活習慣にも変化が生じています。また、子どもの社会性や規範意識、体力や運動能力の低下が見られ、子どもの成長にも大きな影響を及ぼしています。いじめ、不登校等の問題も深刻化しており、子どもの豊かな人間形成のための教育が重要となっています。家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や幼稚園の果たす役割も大きく、学校教育では子どもたちが環境の変化に柔軟に対応できるように、自ら学び考え、主体的に行動できる「生きる力」を育むことが重要です。

本町では、多様な体験学習の推進や、特色ある教育課程の編成など、学校の教育環境等の整備を図ってきました。

今後も、「生きる力」を育むために、地域との連携を進めながら、個性を尊重する教育をさらに進めるとともに、子どもたちの豊かな感性を養う体験学習などを充実していく必要があります。

また、幼児の自発性を尊重し、特色ある教育課程の編成や教育内容の充実を図る必要があります。

##### [ 施策の方向性 ]

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の充実を図ります。

豊かな心を育むため、多様な体験学習を推進する等の取り組みを推進します。

##### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
多様な体験活動の推進	小学校及び中学校に、いろいろな学習活動の指導、協力を行う地域住民の情報の提供及び多様な体験活動を推進していきます。	教育課	地域の活用	継続
学校評議員制度の活用	学校評価の充実と学校評議員制度の活用により、今後とも、地域及び家庭と学校との連携・協力を努めます。	教育課	継続実施中	継続

[ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
国際理解教育事業	小学校外国語活動の導入や国際化等社会のニーズに応じて、幼児・児童・生徒に対して、直接外国人と触れ合う機会を設けることにより、正しい国際理解の素地を養うとともに、外国語に触れ、慣れ、親しませる機会として ALT (外国語指導助手) 1名を幼稚園、小学校、中学校に配置しています。今後とも、教育の充実に努めます。	教育課	ALT:1名を幼稚園、小学校、中学校へ配置	継続
情報教育の充実	情報社会に即応できる基礎知識や技能が身につけられるように、パソコンの計画的な設置や教職員の研修等、指導体制の強化を進めており、今後とも、情報教育の充実に努めます。	教育課	ICU 教育情報機器研修会の実施	継続
福祉教育の推進	心の教育と福祉思想の普及に努めます。特に、青少年層の優しさや思いやりを育むため、学校における福祉活動の充実に取り組んでおり、また、中学生を主な対象に、夏休みの特別養護老人ホームでのボランティア活動、社会福祉協議会での福祉体験を実施しており、今後とも福祉教育の充実に努めます。	教育課	人権教育研修会の実施	継続
特別支援教育の充実	障害のある児童・生徒の障害に応じた、適切な教育を受けられるように、今後とも、特別支援学級の指導・充実、交流教育の推進など障害児教育の充実に努めます。	教育課	支援教育・特別支援教育の実践	継続
道徳教育の充実	年間 35 時間の道徳の時間の確保や、他教科等と関連を図ったり、心のノートの効果的活用を図ったりするなど、今後とも、子どもの心に響く道徳教育の充実に努めます。	教育課	道徳教育の研究	継続
幼稚園と小・中学校の連携教育	幼稚園・小学校・中学校連携教育推進会議を行い、各中学校区では独自に研究会を開催し、地域や子どもたちの実情に合った連携教育を推進します。 また、保育園も含む他園の教職員による授業参観や研究協議などの相互研修や幼稚園教育研究会などに積極的に参加し、今後とも、教職員の資質の向上に努めます。	教育課	幼小中の連携教育年3回	拡充
教職員の資質の向上	授業研修会を開催し、指導法の改善や小中学校の連携強化に努めています。また、今後とも、各種研修会にも積極的に参加し、教職員の意識改革と資質の向上に努めます。	教育課	ライフステージに合わせた研修の実施	拡充

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
人権教育	学校生活のあらゆる機会を通して、人権教育を推進するとともに、一人ひとりが個性と能力を発揮できる教育に努めています。	教育課	人権教育研修会	継続
いじめ・不登校・問題行動及び非行の防止	いじめの根絶、不登校・問題行動に関して早期発見、早期対応ができるように、日常の観察などによる実態把握に努めています。また、保護者、学校、スクールカウンセラー等の連携に努めています。今後も個に応じた支援に努めます。	教育課	スクールカウンセラーの活用 教育相談体制の構築	拡充
教材・教具の整備	園児、児童・生徒が身近な環境に自然にかかわって生活に取り入れていこうとする態度を養うため、今後とも教具や身近な用具、遊具の整備に努めます。	教育課	継続実施中	継続
施設の整備・維持管理	幼児教育や学校教育の質的变化や新たな施策に対応するため、長期的な幼児数、児童・生徒数の変動を把握し、適正な施策の整備に努めています。また、幼児教育や学校教育にふさわしい環境づくりをめざし、施設の維持管理に勤めるとともに、設備の充実に努めています。今後とも、上記施設の整備・維持管理に努めます。	教育課	継続実施中	継続
子どもの読書活動の推進	子ども向けの図書資料整備や環境整備、ボランティアとの連携によるサービスの提供、図書室の情報提供推進など、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、今後とも、子どもの読書活動推進計画さらには総括的な推進施策に努めます。	教育課	継続実施中	継続
スポーツ活動に関する支援	様々なスポーツ活動に接する機会の提供を図り、運動を楽しめる教育・指導を充実させるとともに、今後とも、地域との連携により、運動部活動の充実に努めます。	教育課	継続実施中	継続
学校ボランティアの活用	子どもの教育活動の充実のためには、学校・家庭・地域が幅広く連携することが大切なことから、保護者、地域の人材、さらに各種団体などの地域の教育力を積極的に活用し、今後とも学校ボランティアの充実に努めます。	教育課	継続実施中	継続
小児生活習慣病の予防	肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣や栄養、適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るため、今後とも、健康教育の充実に努め、小児生活習慣病の予防に努めます。	健康福祉課 教育課	継続実施中	継続
口腔の健康管理	歯科健診や健康教育等を通じて、むし歯予防等の口腔の健康管理に取り組んでおり、今後とも充実に努めます。	健康福祉課 教育課	継続実施中	継続

## (2) 家庭や地域の教育力の向上

### [ 現状と課題 ]

家庭はすべての教育の出発点であり、親子の絆や家族の触れ合いを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を持っています。しかし、核家族化、地域とのつながりの希薄化、働く女性の増加等、子育て家庭の環境が大きく変化しており、親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じています。子どもにとって家庭は最初の集団で人間成長の基盤となることを再認識し、本来果たすべき役割を見つめ直していくことが必要です。

本町では、保育サークル活動への支援や学校施設の開放などを行い、家庭や地域における教育力の向上に努めてきました。

「生きる力」を学校や家庭、地域が相互に連携しつつ、社会全体で育てていくことが重要であり、多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を行っていくことが必要です。

### [ 施策の方向性 ]

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育に関する総合的な取り組みを関係機関が連携し、きめ細かな家庭教育支援を実施します。

### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
少年スポーツの健全な育成、団体への支援	少子化が進み、少年スポーツ団体数も減少傾向にある中、子どもたちの心身の健全な育成を図るため、子どもたちが気軽にスポーツが楽しめるよう、小学生を対象とした各種スポーツ教室を開催します。 また少年スポーツ団体への支援としてスポーツ保険料の補助、活動場所の環境等の充実に努めます。	教育課	ソフトテニス教室 バレーボール教室 バスケットボール教室	継続
幼小中 PTA 家庭教育学級の開催	幼稚園、小学校、中学校の PTA 保護者を対象に、近年の核家族化、少子家族化の進行に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に、家庭教育学級を実施しています。活動内容は、各種体験教室や、講演会などです。今後とも、活動内容の充実に努めます。	教育課	各校年3回実施	継続

## [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
保育サークル活動への支援	保護者が行事等に参加する際の一時的な保育を目的に、情報提供など保育サークル活動への支援を実施しており、今後とも、支援の充実に努めます。	教育課	継続実施中	継続
体育協会活動の充実	本町におけるスポーツの振興を通して、住民の体力づくりと健康の増進を図り、スポーツマンシップの涵養・スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、今後とも、体育協会活動の充実に努めます。	教育課	継続実施中	継続
子育て学習講座事業の推進	子育てやしつけなど、家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、家庭教育に関心の少ない親などを含めたより多くの親を対象に、「楽しい親子教室」(教育課)、「健康教育」(健康福祉課)を開設し、今後とも、考える機会を提供することで家庭教育の再生に努めます。	健康福祉課 教育課	年2回実施	継続
健診時ブックスタートの提供	3か月児健康診査時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心が触れ合う時間をもつきっかけを作るため、絵本を配付しています。今後とも、健診時ブックスタートの内容の充実に努めます。	健康福祉課	配布者数 73人	継続
文化伝承教室(文化伝統の継承)	本町あるいは地域独自の伝統文化継承のため、関係団体の支援に努めます。	教育課	大名行列 寄祭囃子 道祖神太鼓	継続
図書館活動の推進	図書館の充実と図書館活動の推進に向け、次のような取り組みを行っています。 ・幼児へのおはなし会 月3回母子で20名 ・特別おはなし(年2回80名) ・足柄上教育事務所で「読書活動推進の町」として幼小中学校と会議を行っている 今後とも、児童の健全育成を目的とした事業に努めます。	教育課	継続実施中	継続
公民館活動の推進	公民館において、様々な学習や遊びや交流を目的に、次のような公民館活動を促進します。 ・公民館施設の利用 ・公民館活動事業の推進 ・文化活動事業 芸術芸能鑑賞会、展示会、講演会などの開催 ・指導者、ボランティア等の養成事業 ・研修会、講座等の開催 今後とも、児童の健全育成を推進する事業展開を図ります。	教育課	継続実施中	継続

### (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### [ 現状と課題 ]

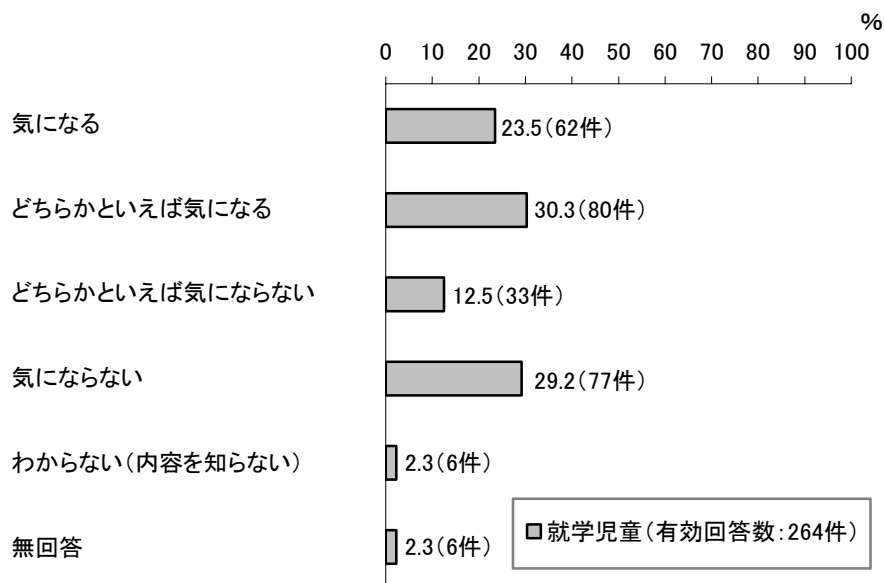
テレビ、新聞、インターネット、携帯電話、雑誌、ビデオ、ゲーム等、様々なメディアを通じて、性や薬物、暴力等、過激な情報が氾濫しています。こうした情報は、子どもでも身近なところで手軽に入手できる環境にあり、薬物乱用、誘拐等、子どもにかかわる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

本町では、子どもや親に対する教育や、防犯に対する意識づくりを行ってきました。

アンケート調査結果をみると、テレビやゲームなどでの残虐性や暴力描写等が気になる親は半数以上となっています。

インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報について、関係機関、学校、家庭、地域が連携して有害環境対策を進めていく必要があります。

【テレビやゲームなどでの残虐性や暴力描写等が気になるかについて】



#### [ 施策の方向性 ]

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、関係機関、学校、家庭、地域の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

## [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、インターネットをはじめとするメディア上の情報に関して、子どもに関する情報を集め、メディアの問題性や注意事項などを促すために子どもや保護者に対する各種啓発活動を推進しています。今後とも、上記啓発活動の推進に努めます。	教育課	継続実施中	継続

#### (4) 子どもの権利づくりの推進

##### [ 現状と課題 ]

平成元年に国連において「子どもの権利条約」が採択されました。「子どもの権利条約」では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められ、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとってもっとも良いものに決めるということが大人の義務とされています。

しかし、いじめや不登校、性的犯罪に巻き込まれるケースなどが大きな社会問題になっています。

本町においても、子どもの権利条約を普及啓発するとともに、子どもの声を生かしたまちづくりを進めてきました。

今後も、子どもの人権や意見、自己決定権を尊重し、あらゆる機会を通じて子どもの権利条約の理念の普及に努め、子どもの視点を大切に、子どもの利益が最大限尊重される社会をつくっていく必要があります。

##### [ 施策の方向性 ]

児童虐待防止に努め、また子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

##### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	「児童の権利に関する条約」の内容についての普及・啓発に努めるとともに、自他の人権を尊重できるような人権教育の推進に努めます。	教育課	町人権教育研修会 家庭教育学級	継続



## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 豊かなまちづくりの推進等

#### [ 現状と課題 ]

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは子育て世帯の願いでもあります。

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

本町では、道路環境や公園の整備を行うとともに、子育て世帯への情報提供を行い、安心して生活、外出できる環境整備を行ってきました。

アンケート調査結果においても、子育てで困っていることとして、「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」、「子供が安全に通れる道路がないこと」などの割合が高くなっています。

整備された道路交通環境、公園や公共交通機関、公共建築物等のバリアフリー化など、安心して生活、外出できる豊かな「まちづくり」の推進が必要です。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、犯罪防止に配慮した環境設計が必要です。

#### [ 施策の方向性 ]

道路交通環境では、子ども、子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる環境の整備に努めます。

子ども、子ども連れの保護者等が安全・安心に利用することができるよう、公園や公共施設等ではバリアフリー化等に努めます。

子どもが事故・犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設の構造、設備、配置等について、事故・犯罪等の防止に配慮した環境の整備に努めます。

#### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
道路の安全確保	交通弱者である歩行者等が安全に通行できるよう、歩道設置を検討します。また、歩道設置が不可能な路線への対応や、未整備区間の改良を検討します。今後とも、道路の安全確保に努めます。	建設課	区画線設置 1.2km	継続

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
道路環境の整備	<p>【幹線道路】 狭あい道路の改善と、歩行者の安全等を確保し、車両の交互交通が円滑に行なえるように検討します。</p> <p>【生活道路】 町道認定していない道路で、比較的用户者の多い道路について舗装等を推進します。今後とも、上記道路環境の整備に努めます。</p>	建設課	狭あい道路 1件	継続
カーブミラーの設置	カーブミラーについては、危険箇所を最優先し、自治会の要望箇所の設置を順次行っており、今後とも設置の推進に努めます。	建設課	2件	継続
交通安全施設の整備	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路改良等を推進しており、今後とも交通安全施設の整備に努めます。	建設課	照明2件 ガードレール4件	継続
総合交通規制の充実	関係機関と協力して、地域の実態に即した交通規制に努めています。今後とも、総合交通規制の充実に努めます。	庶務課	路側帯・横断歩道の設置	継続
道路標識の整備	道路標識については、自治会要望等により公安委員会（警察）に要望しており、今後とも整備の推進に努めます。	庶務課	1件	継続
公共道路等のバリアフリー化の推進	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく歩道の整備を検討しており、今後ともバリアフリー化の推進に努めます。	建設課	なし	継続
子育て世帯等にやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、トイレにベビーベッドやベビーチェアを併設したり、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる施設の整備を進めています。今後とも上記整備推進に努めます。	健康福祉課	子育て支援センター内トイレをシャワー付便器に改造、ベビーチェア新設	継続
子育て世帯への情報提供	各種バリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進するとともに、今後とも各種情報の提供に努めます。	健康福祉課	なし	継続
公園の整備	緑豊かで快適な住環境を形成するため、公園や児童公園、児童遊園等の整備や維持管理に努めるとともに、緑化を推進します。	環境経済課	桜植栽92本 西平畑公園 遊具補修工事 三角堤公園 トイレ設置・園内整備工事	継続
防犯灯設備の充実	防犯施設の適切な整備に努めます。	庶務課	防犯灯新設 3件 防犯灯整備 28件	継続

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### (1) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

#### [ 現状と課題 ]

子育て中の親を取り巻く課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が仕事を中心とした生活を送ることにより、家族とともに過ごす時間が自由にとることができないといった状況が指摘されています。こうした状況が、仕事と子育ての両立をより困難なものにしています。しかし、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルの多様化に伴い、仕事と生活の調和の実現については、国のワーク・ライフ・バランス憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することを定めるなど、社会全体の運動として広げていく動きが生まれました。

本町においても、性別による役割分担意識の見直しや、男女共同参画の意識づくりなど、固定的な意識の解消などに努めてきました。

仕事時間と生活時間のバランスのとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知していくことが必要です。

また、職場優先の意識や働きやすい環境を阻害する職場における慣行などを解消していくことが必要です。

\* 「ワーク・ライフ・バランス」：働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること

#### [ 施策の方向性 ]

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携に努めます。

[ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
性別による役割 分担意識の見直し	男女の役割分担意識を身近な問題として考えてもらうための講演会・研修会や広報紙でのPRを実施しています。 今後とも、性別による役割分担意識の見直しの充実に努めます。	企画課	継続実施中	継続
仕事と子育ての 両立のための啓 発・広報の推進	子育て支援センターをはじめとする子育てのためのサポート施設や活動、サービスについて、広報紙面等を通じてお知らせし、住民への活用を勧めています。 今後とも、就業条件・環境の整備に努めます。	企画課	広報掲載： 13回	継続
ハローワーク等 関係機関との連 携	今後とも、関係機関と連携した町民の雇用及び労働条件の改善に努めます。	環境経済課	継続実施中	継続
国、県及び農業団 体、商工団体等関 係団体との連携	国、県及び地域における農・商・工業等の関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、情報提供等について推進していきます。今後とも、上記連携の充実に努めます。	環境経済課	継続実施中	継続
男女共同参画の 意識づくり	性別にとらわれない、真の男女共同参画社会をつくるためには、まず女性の社会的自立が不可欠であることから、町では住民の方々の意識改革や環境整備を推進していくための「まつだ女性支援プラン」を策定しています。意識啓発のための講演会等の男女共同参画事業、父親・母親教室等の保健事業、子育て支援センター事業など、関係各課・機関と連携して、推進のための事業を行っていきます。今後とも、男女共同参画の推進に努めます。	企画課	継続実施中	継続
男女共同参画教 育の推進	男女平等の社会を目指して、地域社会の制度や慣行を見直すなど、平等の認識が深まるよう意識啓発と学習機会の充実に努めます。	企画課	継続実施中	継続

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

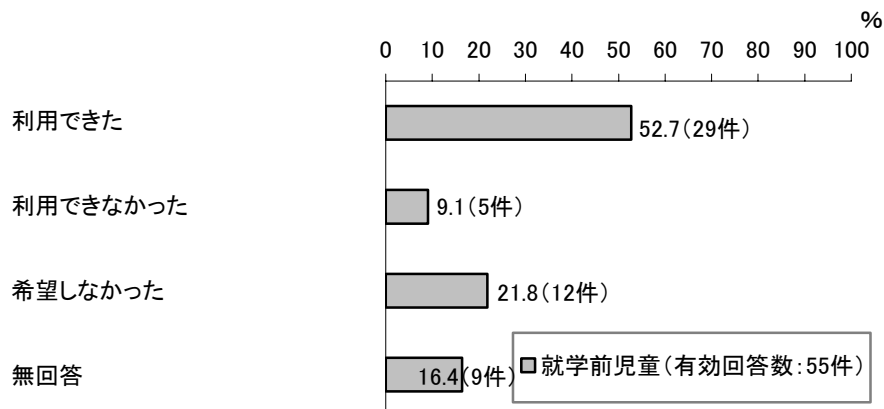
### [ 現状と課題 ]

近年、女性の就労率の上昇や現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

アンケート調査結果をみると、育児休業明けに希望した保育サービスを利用できた人は約5割となっています。

今後は、保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実や、ファミリー・サポート・センター事業の周知など、仕事と子育ての両立のための体制の整備、啓発・広報、情報提供などについて、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

【育児休業明けに希望した保育サービスの利用について】



[ 施策の方向性 ]

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに、働き続けられる環境整備の推進に努めます。

[ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
保育サービスの活用	今後とも、町民が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育や低年齢児保育の事業導入、ファミリー・サポート・センターや学童保育の実施、施設面から保育内容まで、各種保育サービスの充実と質の向上に努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続
就業条件・体制の整備	今後とも、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主及び住民等への啓発に努めます。	企画課	継続実施中	継続
国、県及び関係団体等との連携	国、県および地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備・関係法制度等の広報・啓発・情報提供等について積極的に推進しています。今後とも、上記連携の充実に努めます。	企画課 健康福祉課	継続実施中	継続

## 6 子どもの安全の確保

### (1) 子どもの交通事故や犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### [ 現状と課題 ]

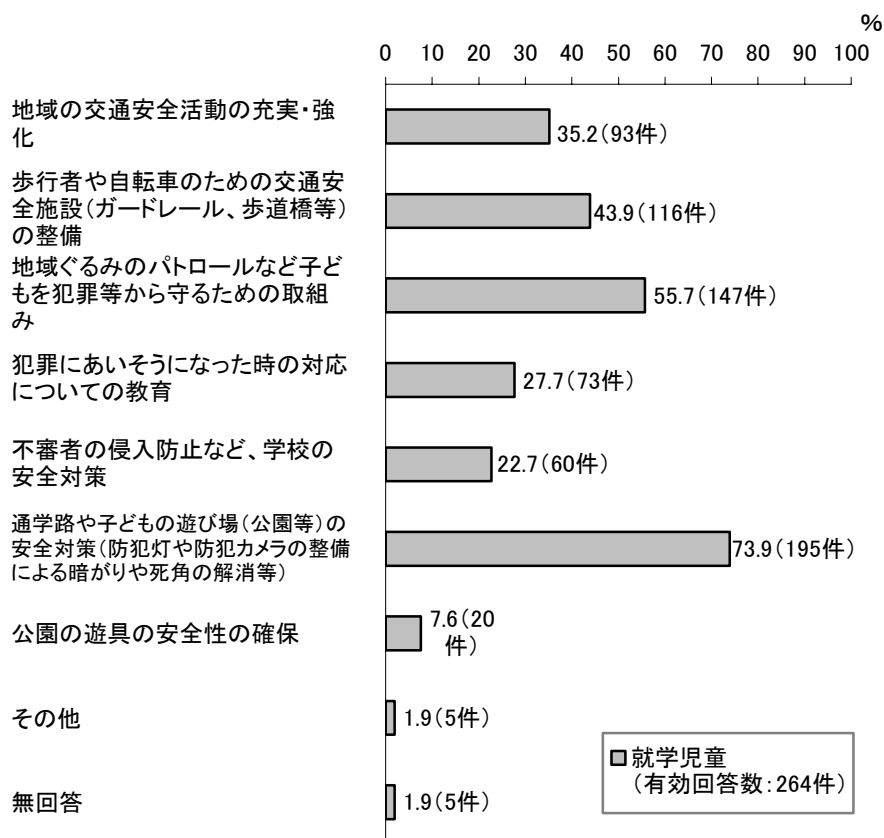
近年、都市化の進展や町民のライフスタイルの多様化などに伴う地域社会の犯罪抑止機能の低下により、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。また、社会情勢を反映して、犯罪の複雑・多様化、凶悪化、陰湿化、低年齢化も進んでいます。このため、地域における防犯対策や意識の向上が求められています。

本町では、「こども110番のいえ」などにより、子どもを犯罪被害から守るための活動を行ってきました。また、地域のボランティアによる、登下校時の見守り活動も行われています。

アンケート調査結果をみると、子育てで困ることとして、「暗い通りや見通しの利かない暗い所が多く、子どもが犯罪にあわないか心配なこと」があげられています。

今後も、子どもを犯罪の被害を守るため、家庭・学校・地域が協力して各種施策の推進を図る必要があります。

【子育てで困ることについて】



[ 施策の方向性 ]

子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

子どもが事故や犯罪の被害に遭わないようにするための交通安全教育や防犯講習を実施します。

[ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校関係者や警察等と綿密な情報交換を実施しており、今後も情報交換の充実に努めます。	庶務課	町防犯連絡会議：年1回 交通安全対策協議会：年1回	継続
パトロール活動の推進	防犯指導員・青少年指導員が、学校付近や通学路等においてPTA等学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進しており、今後とも積極的な活動に努めます。	教育課 庶務課	各団体が年間を通じて防犯活動を実施	継続
「こども110番のいえ」の充実	子どもが危険を感じた時や、困ったことが起きた時の緊急避難場所である「こども110番のいえ」等の防犯ボランティア活動促進を支援しています。今後とも、緊急避難場所の確保に努めます。	教育課 庶務課	継続実施中	継続
幼稚園、小学校、中学校の安全管理の推進	幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを進めています。	教育課	幼稚園・小・中学校への警備員の配置	継続
安心メール配信	町・県・警察等からの災害・犯罪（不審者情報など）に関する緊急情報や、防災防犯に関するお知らせ情報を登録者にメールでお知らせし、安全・安心なまちづくりに努めます。	庶務課	新規	継続
防犯ブザーの配布	小中学生を登下校時の犯罪・事故等の被害から守るため、防犯ブザーを貸与しており、今後も被害防止に努めます。	教育課	新入学1年児童等115個	継続
防犯の意識づくり	警察及び防犯指導員や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーン広報などの啓発活動を展開していくことにより、今後とも、保護者や子どもたちの防犯の意識づくりに努めます。	庶務課	継続実施中	継続



事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
防犯講習の実施	子どもが犯罪等に遭わないようにするための防犯講習の実施に努めます。	教育課	学校安全防災担当者連絡会	継続
交通安全教育の推進	各期交通安全運動期間中、町交通安全指導車での広報及び毎月1日、15日の登校における小学校近辺で、交通指導隊員が街頭立哨を行っています。また、小学校では自転車の安全な乗り方の指導、幼稚園では歩行訓練も行っています。 今後とも、交通安全教育の推進に努めます。	庶務課	継続実施中	継続

## (2) 子どもの保護の推進

### [ 現状と課題 ]

犯罪やいじめ等の未然防止、被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな相談体制の確立、支援を実施することが必要です。

### [ 施策の方向性 ]

被害を受けることの無いようにするための相談体制、情報の早期収集に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し早期対応に努めます。

### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
相談体制の整備	被害の未然防止のための相談体制の確立、また被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した早期の対応に努めます。	健康福祉課 教育課	教育相談担当者研修会	拡充

## 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### [ 現状と課題 ]

親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの様々な要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことになり、迅速かつ適切な対応が求められています。

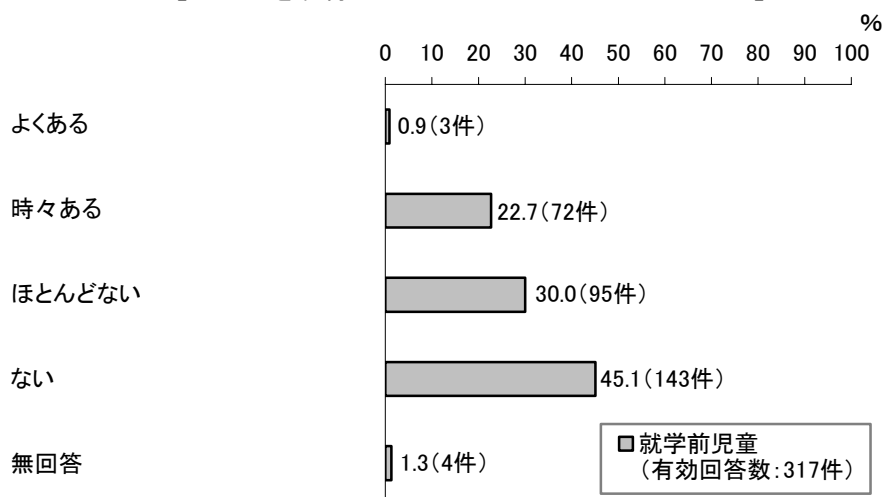
本町では、要保護児童対策地域協議会を設置、また児童相談員を配置するなど児童の虐待防止対策に努めてきました。

アンケート調査結果をみると、子どもを虐待していると思っている親が約2割います。

虐待を町民一人ひとりが自らの問題として関心を高め、家庭だけではなく、学校、行政などが連携して情報の共有化を図るとともに、子どもを見守る地域でのネットワークづくりが必要です。

また、児童虐待の被害を受けた子どもの自立を支援するため、学校等の関係機関と連携した、きめ細かな支援を図ることが必要です。

【子どもを虐待していると思っているかについて】



[ 施策の方向性 ]

被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、安定した生活の継続を支援するため、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。

[ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
要保護児童対策地域協議会	多くの関係機関の役割分担や連携に関する調整を密にし、支援が適切に実施されるよう、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。各関係機関の管理者レベルの代表者会議をはじめ、実務者会議・ケース検討会議を開き、問題の共有化・問題の原因追求、支援の方向性などを検討し、支援体制を充実させていきます。	健康福祉課	代表者会議：1回 実務者会議：1回 ケース検討会議：随時 児童相談員を非常勤で雇用	継続
虐待の発生予防	子育て支援センターや教育委員会、民生委員児童委員、県児童相談所、県家庭児童相談室等と連携して虐待の早期発見・早期対応に努めています。 また、子どもの人権の啓発を図るとともに、児童相談員や保健師による育児不安等に対応する相談体制、育児支援、家庭訪問事業を積極的に展開します。	健康福祉課	継続実施中	継続

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

### [ 現状と課題 ]

ひとり親家庭では、家事・育児の負担が大きく家庭でも様々な問題を抱えているほか、特に母子家庭においては経済的な不安を抱えるケースが少なくありません。

本町では、ひとり親家庭に対して、就業の支援や経済的支援など自立への支援を行ってきました。

今後も、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と、子育てや生活支援策、養育費の確保及び経済的支援策について、地域の母子家庭の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

### [ 施策の方向性 ]

母子家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策の推進に努めます。

### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
ひとり親家庭の自立、就業支援	現在、行っている制度は、児童扶養手当・ひとり親医療制度等があり、さらに自立支援を推進します。	健康福祉課	現況届時に 相談受付	継続
ひとり親家庭への相談対応の推進	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、民生委員児童委員、主任児童委員及び県の母子相談員（県）との連携を密にして生活指導や相談対応を実施しています。今後とも、県の指針に基づき、指導、相談の充実に努めます。	健康福祉課	継続実施中	継続
児童扶養手当の支給	離婚などにより、ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給しています。所得制限があります。 国、県の指針に基づき、手当を支給します。平成21年度までは対象が母子家庭だけでしたが、22年度からは父子家庭も対象になります。	健康福祉課	対象者（母子家庭） 77人	継続
母子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助長を促進するため、低利の各種生活資金の貸付を実施しています。 今後とも、国、県の指針に基づき、資金の貸付を実施します。	健康福祉課	神奈川県保 健福祉事務 所にて受付	継続

### (3) 障害児施策の充実

#### [ 現状と課題 ]

障害や発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実が求められています。

本町では、療育体制の充実や各種手当事業等を行い、障害児施策の充実を図ってきました。

アンケート調査結果をみると、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスとして、「子どもの病気や障害についての相談」があがっています。

原因となる疾病・事故の予防、早期発見・治療の強化を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

また、健全な発達を支援し、地域で安心して生活ができるよう、各種施策の円滑な連携により、教育支援体制の整備、一貫した総合的な取り組みを推進することが必要です。

#### [ 施策の方向性 ]

障害のある児童生徒の地域社会における「完全参加と平等」を進めていくため、ノーマライゼーションの理念のもと、療育体制の強化やその親を支援する体制の強化に努めます。

#### [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
療育体制の充実	<p>障害を早期に発見して療育を進めることや、障害の軽減を図るために、乳幼児健診及び訪問指導など母子保健の充実、保健師など専門職員による療育相談、親子教室及び地域訓練会などの指導の充実を図ります。</p> <p>また、児童相談所や保健所、知的障害児通園施設、教育等関係機関との連携の強化を図り、障害のある人が身近な地域で、いつでも相談が受けられ、自立支援できる体制の整備強化に努めます。</p>	健康福祉課 教育課	継続実施中	継続
障害児居宅支援事業の推進	<p>障害福祉サービスにおける居宅支援サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）など、身近な地域における各種社会資源を有効に活用し、今後とも、障害児居宅支援事業の推進に努めます。</p>	健康福祉課	短期入所 1名	継続

## [ 具体事業一覧 ]

事業名	事業内容	所管課	現状 (21年度見込み)	平成26年度 目標
療育体制の充実	<p>障害を早期に発見して療育を進めることや、障害の軽減を図るために、乳幼児健診及び訪問指導など母子保健の充実、保健師など専門職員による療育相談、親子教室及び地域訓練会などの指導の充実を図ります。</p> <p>また、児童相談所や保健所、知的障害児通園施設、教育等関係機関との連携の強化を図り、障害のある人が身近な地域で、いつでも相談が受けられ、自立支援できる体制の整備強化に努めます。</p>	健康福祉課 教育課	継続実施中	継続
特別児童扶養手当の支給	<p>政令で定める重度若しくは中度の障害の状態にある20歳未満の児童を監護又は養育している方を対象に、特別児童扶養手当を支給しています。今後とも、国の指針に基づく特別児童扶養手当により支援していきます。</p>	健康福祉課	受給者 14 名	継続
障害児福祉手当の支給	<p>日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障害児（20歳未満）の方に支給されます。対象者は手当認定基準に定められている障害の範囲程度が1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方へ、障害児福祉手当が支給されています。</p> <p>今後とも、国、県の指針に基づき、障害児福祉手当が支給できるよう支援していきます。</p>	健康福祉課 (県事業)	受給者 4 名	継続
身体障害児補装具給付事業の実施	<p>身体に障害のある児童に対し、日常生活動作を支援するため、補装具費の一部を助成することにより、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長します。今後とも、国、県の指針に基づくとともに、身体障害児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。</p>	健康福祉課	4 件	継続
支援教育の推進	<p>障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもたちのニーズに対応できるように支援教育を推進していくとともに、校内の教育相談・支援教育の推進に努めます。</p>	教育課	継続実施中	継続
重度障害児日常生活用具給付事業の実施	<p>在宅の重度障害児に対し自立生活支援用具等の日常生活用具費の一部を助成することにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p> <p>この事業は地域生活支援事業（市町村事業）に位置づけられているため、重度障害児の状況を踏まえるなど、地域の実情に応じて、必要な日常生活用具の給付に努めます。</p>	健康福祉課	6 件	継続

## 8 特定事業の目標設定

後期計画では、国が指定する特定14事業について目標数値を各自治体で設定することが決められています。これらの各事業について、具体的な目標事業量を以下のように設定します。

事業名	現状 (平成21年度実績見込み)	目標(平成26年度)	
		定員	設置箇所
通常保育事業	58人	50人	1箇所
延長保育事業	48人 1箇所	48人	1箇所
放課後児童健全育成事業	47人 2箇所	53人	2箇所
地域子育て支援拠点事業 センター型	1箇所	—	1箇所
ファミリー・サポート・センター事業	1箇所	—	1箇所

なお、国が指定している特定事業のうち、下記の9事業については現時点でのニーズ量が少ないため事業量を設定していませんが、社会情勢の変化や町民ニーズにより、今後検討していきます。

- ・夜間保育事業
- ・ショートステイ事業
- ・休日保育事業
- ・一時預かり事業(病後児保育:施設型)
- ・一時預かり事業(病後児保育:派遣型)
- ・トワイライトステイ事業
- ・一時保育事業
- ・特定保育事業
- ・つどいの広場事業



# 第5章 計画の推進に向けて

## 1 推進体制の充実・強化

後期計画は、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みの充実を図ります。

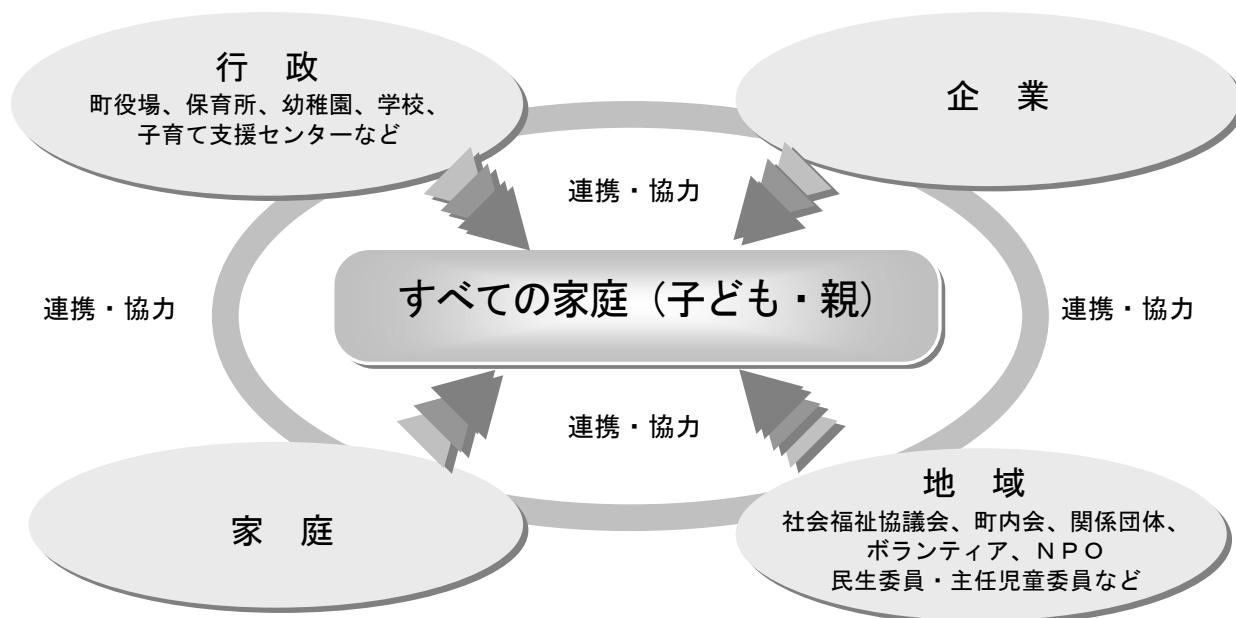
また、後期計画を総合的かつ効果的に推進するため、「松田町次世代育成支援対策地域協議会」による、行政との情報交換及び情報共有を行い、後期計画の推進体制を強化します。

なお、後期計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、後期計画の推進を図ります。

## 2 町民や地域との協働のまちづくり

計画の推進にあたって、行政の関係部局間の相互連携はもとより、家庭、学校、地域、企業などがそれぞれの役割を担いながら連携を図り、推進していく体制づくりに努めるとともに、次代を担う子どもの意見等を反映したものとするため、子どもの参画機会を増やすとともに、子どもの参加意欲を高め、幅広い分野にわたる子育て支援施策について、総合的な施策の展開に努めます。

また、多様化する町民ニーズにきめ細かく対応していくために、行政サービスにとどまらず、社会福祉協議会をはじめとする地域の団体、ボランティア、NPOなどの各種団体との関わりが重要となることから、役割分担により協働していく社会づくりに努めます。



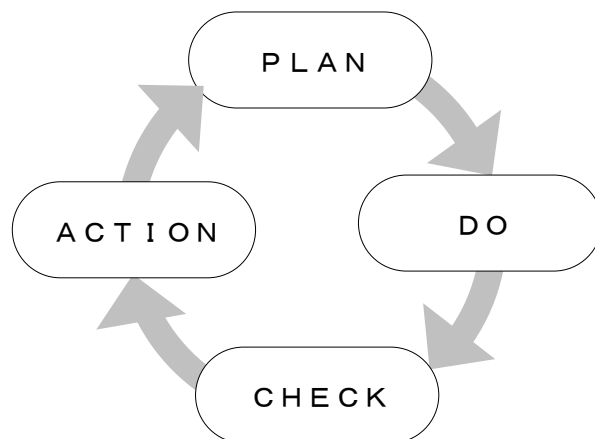
### 3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、施策の進捗状況について把握するとともに、「松田町次世代育成支援対策地域協議会」では、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。

また、次代を担う子ども自身の意見を聞けるような取り組みを構築し、行動計画の各施策に反映できるよう仕組みづくりを検討していきます。

さらに、町民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

このサイクルは、個々の事業ごとにP D C Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。



- P = PLAN (プラン：この計画の具体的な事業など)
- D = DO (ドゥ：実行)
- C = CHECK (チェック：点検・評価)
- A = ACTION (アクション：見直し)

#### 評価として活用できる項目（例）

- ・ 行政サービス提供に関する評価
- ・ 計画推進のプロセスに関する評価
- ・ 計画の達成成果に関する評価

# 参考資料

## 1 松田町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定により、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、松田町次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、当該構成員は、次に掲げる者のうちから町長が決定する。

- (1) 神奈川県足柄上保健福祉事務所
- (2) 足柄上医師会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 保育事業者
- (5) 社会福祉協議会
- (6) 子育て支援団体
- (7) 教育関係者
- (8) 子育て支援センター

2 前項に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第3条 構成員の任期は2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とし、増員により決定した構成員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認められるときは、議事に関係のある者に出席を求

め、又は資料の提供を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 構成員及び会議に出席した者は、職務上又は職務に関して知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

## 2 松田町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

(敬称略：順不同)

	所 属 等		氏 名
1	松田町教育委員会	教育委員長	◎ 中 村 郁 代 H21. 8. 20 ~ H21. 12. 21
			◎ 安 藤 文 一 H22. 1. 28 ~ H23. 8. 19
2	松田町民生委員児童員協議会	主任児童委員	○ 内 藤 恵 子
3	神奈川県足柄上保健福祉事務所	保健福祉課長	福 田 順 一
4	足柄上医師会	小児科医院長	田 村 秀 一
5	保育事業者	立花愛児園長	山 口 眞 澄
6	松田町社会福祉協議会	事務局長	山 崎 正 晴
7	子育て支援団体	保育サークル ひまわり 代表	横 山 ミサヲ
8	松田町子育て支援センター	アドバイザー	江 藤 明 美

### 3 計画策定まで

- 平成21年3月 アンケート実施：0歳児から小学校3年生までの全保護者を対象
- 6月 アンケート分析
- 8月 松田町次世代育成支援対策地域協議会発足
- 8月 第1回協議会開催  
委嘱状交付  
次世代育成支援行動計画後期計画について  
アンケート結果について
- 10月 庁内関係課調査  
・次世代育成支援行動計画前期計画の実施状況及び後期計画における方向性について
- 10月 第2回協議会開催  
次世代育成支援行動計画前期計画にみる現状と課題について  
次世代育成支援行動計画後期計画での見直し・拡充・新規事業について
- 12月 庁内関係課調査  
・次世代育成支援行動計画後期計画の事業内容について
- 平成22年1月 第3回協議会開催  
次世代育成支援行動計画計画書案について
- 3月 第4回協議会開催  
次世代育成支援行動計画計画書最終案について

## 4 子育て支援に関する制度

### 子どもの健全な育成のために

制 度 名	内 容
妊産婦健康診査補助	町内に住所がある妊婦を対象に、妊婦健康診査費用を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関専用（1回目）券 10,000 円</li> <li>・2回目～14回目券 5,000 円</li> </ul>
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したときに受けられる。
子ども手当 （児童手当）	児童手当に代わる制度として平成 22 年 4 月からスタート。 15 歳到達後の最初の 4 月 1 日の前日までの子どもの保護者に、月額 13,000 円支給。（平成 23 年度からは 26,000 円の見込） 児童手当には所得制限があったが、子ども手当にはない。
就園料補助	町内に在住し、保育園または幼稚園に在園している児童の保護者で、以下のいずれかの要件に該当する場合に支給する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当受給資格に準ずる方で、ひとり親家族の父または母</li> <li>・児童扶養手当受給資格に準ずる方で、就園児童を養育する扶養義務者</li> <li>・前年度分町民税非課税世帯</li> <li>・生活保護世帯</li> </ul>
小児医療費助成制度	中学校就学前の子どもについては、所得制限が無く、入院通院ともに健康保険の自己負担分を助成する。中学校就学から卒業までの子どもについては、入院した場合のみかかった費用の自己負担の一部を助成する。 医療機関にかかるときは、受付に保険証と役場で発行する「医療証」を一緒に提出する。
チャイルドシート 購入補助	6 歳未満の子どもを養育している家庭でチャイルドシート（ジュニアシート）を購入したときに、購入価格の 2 分の 1 で 5,000 円を限度に補助する。ただし新品に限る。 支給は子どもひとりにつき 1 回。 申請には、購入時の領収書と製品の取扱説明書が必要。購入後、1 年以内に申請すること。
学童保育	放課後帰宅しても保護者の就労等により保育が受けられない留守家庭の児童を安全に保護する。対象児童は町内の小学校に在学する 4 年生まで。 月額基本保育料は 6,000 円だが減免あり。その他おやつ代及び延長料金あり。保育時間は延長時間も含め午後 7 時まで。夏休みなど



## ひとり親家庭のお子さんのために

児童扶養手当	両親の離婚、父または母の死亡などによって生計を父または母と同じくしていない18歳未満の児童について手当を支給する。所得制限あり。
ひとり親家庭等の医療費助成	母子父子家庭の母、父等と児童(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)が、病院等で受診したときに支払うべき健康保険の自己負担分を助成する。所得制限あり。

## 就学・進学のために

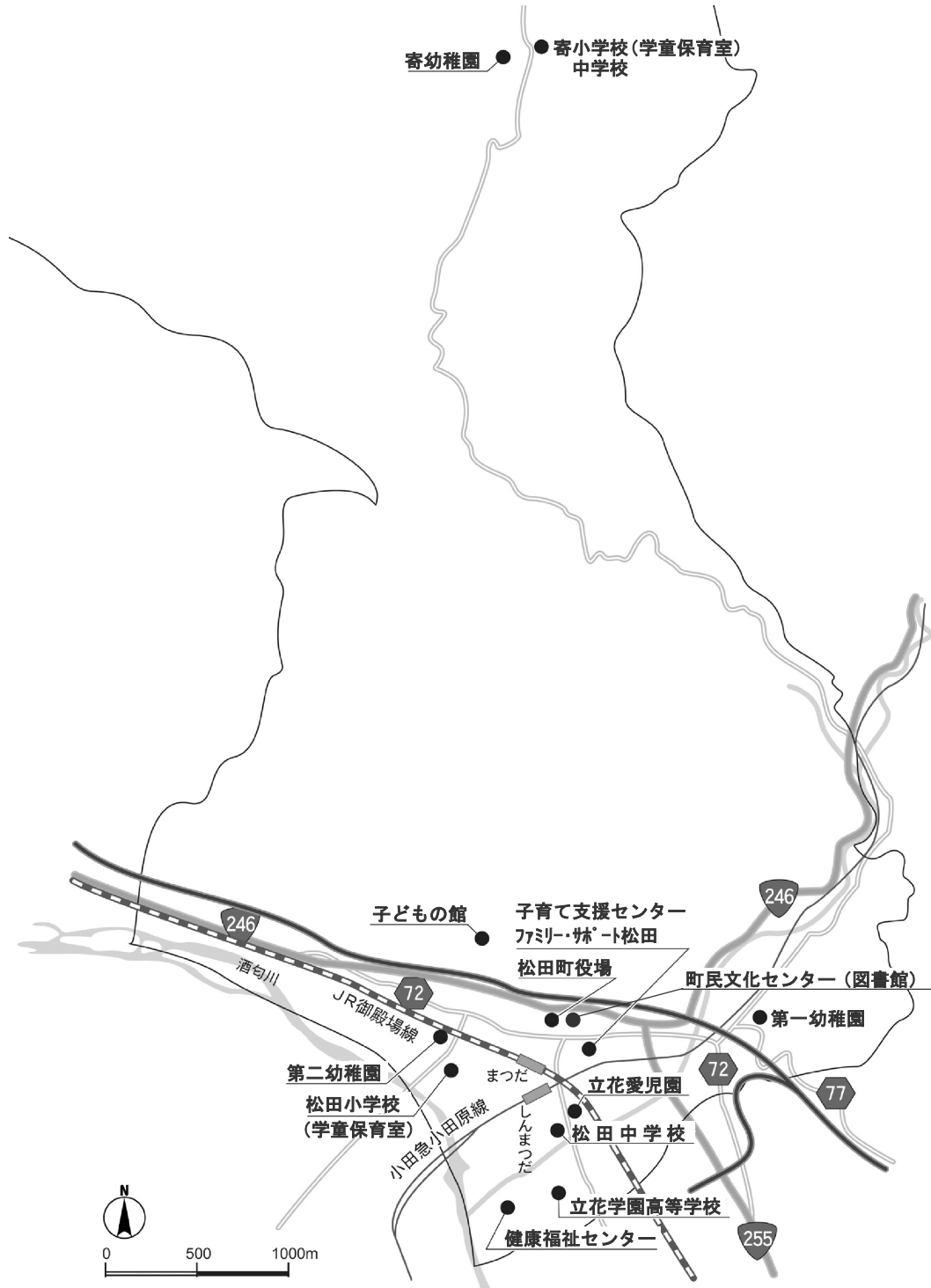
就学援助	経済的な理由により就学が困難な小学校・中学校の児童・生徒に、学用品、給食費、修学旅行費などを援助する。
育英奨学金	次のすべての条件を満たす場合、奨学金を貸し付ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の高等学校に在学中、または入学を許可された方</li> <li>・町内に居住していること</li> <li>・優良な生徒で経済的に就学困難な方</li> </ul> 貸付額(無利子) <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金 200,000円以内</li> <li>・授業料 公立 月額3,000円 私立 月額7,000円</li> </ul> 貸付期間 高等学校課程の就学期間

## 障害のあるお子さんのために

療育手帳	知的障害児者が一貫した療育、援護を受け、手帳を所持することで身体障害者手帳と同じように、様々なサービスや優遇措置を受けられることができる。
在宅重度障害者手当	基準日(支給年度の8月1日)時点で、次の障害要件の または にあてはまる方で、在住・在宅・年齢・所得要件を満たす方。 <p>次の3つのうち2つ以上にあてはまる方</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級または2級</li> <li>・療育手帳A1またはA2の判定を受けた方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul> </div> <p>特別障害者手当または障害児手当を受給している方</p>
障害児福祉手当	障害年金等、一定の年金を受給していない、常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児に支給する。所得制限あり。

<p>児童扶養手当</p>	<p>父母の離婚により、父と同一生計でない母が一定の障害のある20歳未満の児童と生活している場合に支給する。</p> <p>父に重度の障害があり、母が20歳未満の障害児と生活している場合に支給する。</p> <p>とも所得制限あり。</p>
<p>特別扶養児童手当</p>	<p>知的または身体障害の状態にある子どもを監護している父または母もしくは父母に代わってその子どもを養育している人が、子どもが20歳になるまでの間手当を受けられる。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>子どもが児童福祉施設等に入所している。</p> <p>子どもが障害を理由として厚生年金などの公的年金を受けている。</p> <p>所得制限あり。</p>
<p>自立支援給付制度</p>	<p>介護を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、通院医療・更生医療・育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完・代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具制度」がある。</p> <p>サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援を行う。障害程度区分の認定調査を行い、介護給付費審査会で決定する。（児童は障害程度区分の決定は不要）</p> <p>費用は、原則1割自己負担（サービスにより上限額が異なるほか軽減措置あり。）</p>
<p>短期入所</p>	<p>施設で短期間、在宅の障害児（者）の介護を行うことにより、障害児（者）及びその家族の地域生活を支援する。</p>
<p>児童デイサービス</p>	<p>障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。</p>
<p>障害児地域訓練会</p>	<p>ことばの発達が気になる、視線が合いにくい、子ども同士で遊べないなどの不安がある児童とその家族を対象としている。保護者と一緒に参加し、基本的な生活習慣を身につけ、集団生活に適用できるよう個々に応じた発達の助言、支援を行う。「ひまわり訓練会」という事業名で、足柄上郡5町の共同実施をしている。</p>
<p>重度障害者医療費の助成</p>	<p>重度障害児者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担部分について助成をする。</p>

## 5 松田町の主な子育て関連施設



松田町次世代育成支援行動計画（後期計画）

平成22年3月

発行 松田町

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037  
TEL 0465-83-1226 FAX 0465-83-1229